

<別冊>

たのしみVA他 特別勘定の運用方法等の変更

～ 「特別勘定のしおり」の読替え箇所 および
主な投資対象とする投資信託の運用内容等のご案内 ～

2025 年 2 月
住友生命保険相互会社

本冊子は、最低保証付変額保険（年金受取型）「たのしみVA」、「たのしみVAプラス」、「たのしみライフ」（以下「本商品」といいます）に関する2025年3月14日付での特別勘定の運用方法等の変更（以下「本変更」といいます）に伴う、「特別勘定のしおり」の読替え箇所および主な投資対象とする投資信託の運用内容等について記載したものです。

現在ご加入の保険の詳細につきましては、お手持ちの保険証券、「ご契約のしおり-定款・約款」等でご確認ください。

目 次

◆ 「特別勘定のしおり」の読替え箇所	P. 4
◆ 主な投資対象とする投資信託の運用内容等	P. 6
・ 主な投資対象とする投資信託に共通する事項	P. 6
・ ノムラ日本株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	P. 9
・ 野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	P. 22
・ ノムラ日本債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	P. 38
・ ノムラ外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	P. 51

【お読みいただく際の留意事項】

- 本商品は、特別勘定の運用実績に応じて積立金額が変動し、年金支払開始日の前日末の積立金額等に基づいた年金額をお支払いする生命保険（変額年金保険）です。特別勘定の主たる投資対象である投資信託は国内外の株式や公社債などを運用対象としており、資産運用の結果が直接積立金額に反映されることから、お客さまは収益を期待できる一方、株価の下落や為替、金利の変動などによる投資リスクも負うことになります。したがって、解約返戻金額は運用実績によりお払い込みいただいた保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 本冊子に記載される運用状況、財務諸表およびファンドの現況等は、すべて過去の実績であり、将来の成果を保証または予想するものではありません。
- 特別勘定の運用方針・運用対象等については、変更することがあります。
- 本冊子の投資信託に関する記載事項は、各投資信託の委託会社により開示される情報を住友生命が提供するものであり、開示内容に関して住友生命は一切の責任を負いません。
- 本冊子は、2024年9月30日現在で入手可能な情報に基づいて作成しております。記載されている情報は、将来変更されることがあります。

「特別勘定のしおり」の読替え箇所

本変更に伴い、「特別勘定のしおり」については、下表のとおり読替えをお願いいたします。

	現行	読替え後															
運用方針	特別勘定の資産運用にあたっては、株式、公社債などを運用対象に分散投資を図り、特別勘定資産の着実な成長と中長期的観点に立った収益の確保を目指した運用を行います。また、リスク分散の観点から、少数銘柄に偏ることなく、資産種類（株式、公社債、外国証券等）および資産ごと（業種面、通貨面、個別銘柄面等）に分散投資を心がけ、バランスのとれた運用を行います。	特別勘定の資産運用にあたっては、主な投資対象とする投資信託を通じ、国内外の株式および公社債などに分散投資を図り、特別勘定資産の着実な成長と中長期的観点に立った収益の確保を目指した運用を行います。															
運用対象資産	最低保証付変額保険（年金受取型）では、以下の資産を主な投資対象とし、国内外の経済・金融情勢、株式・公社債市況の動向等を勘案して具体的に投資対象を決定します。ただし、この運用対象については、今後変更することがあります。なお、特別勘定および一般勘定はそれぞれ独立しており、原則として各勘定に属する資産を他の資産との間で売買・交換することはできません。 （１）国内外の株式および公社債 （２）国内外のその他の有価証券 （３）コールローンおよび預貯金等 （４）デリバティブ取引	主な投資対象とする投資信託は以下のとおりです。なお、国内外の株式および公社債等に直接投資する場合があります。また、投資信託については今後変更することがあります。 国内短期資産については、コールローンおよび預貯金等で運用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>投資信託</th><th>運用方針</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内株式</td><td>ノムラ日本株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）</td><td>東証株価指数(TOPIX)（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。</td></tr> <tr> <td>外国株式</td><td>野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）</td><td>MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。</td></tr> <tr> <td>国内公社債</td><td>ノムラ日本債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）</td><td>NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。</td></tr> <tr> <td>外国公社債</td><td>ノムラ外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）</td><td>FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。</td></tr> </tbody> </table>		投資信託	運用方針	国内株式	ノムラ日本株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	東証株価指数(TOPIX)（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。	外国株式	野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。	国内公社債	ノムラ日本債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。	外国公社債	ノムラ外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。
	投資信託	運用方針															
国内株式	ノムラ日本株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	東証株価指数(TOPIX)（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。															
外国株式	野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。															
国内公社債	ノムラ日本債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。															
外国公社債	ノムラ外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。															
運用方法	各資産の運用においては、徹底したマクロ経済・ミクロ経済のファンダメンタルズ分析を通したリサーチにより、市場にまだ十分に織り込まれていない投資材料を的確に捉えるよう努めます。株式に関しては、マクロ・ミクロ等のファンダメンタルズおよび需給を勘案し、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。公社債に関しては、信用度、流動性ととも良好な公社債の中から、発行体のファンダメンタルズを重視した銘柄選定を行い、安定した利息収入と値上がり益の確保を図ります。また、外貨建投資に関しては、為替市場動向にも十分配慮し、適切な運用を行います。	各投資信託において、上表の運用方針に沿って、運用を行います。各投資信託における運用方法の詳細は本冊子 P. 6 以降をご参照ください。															

「特別勘定のしおり」の読替え箇所

	現行	読替え後
運用体制	住友生命では、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社と投資助言契約を締結し、その投資助言契約に基づいた運用を行い、より高いパフォーマンスを目指します。 運用意思決定のプロセス：取締役会において、資産運用に関する長期方針（特別勘定）を策定します。投資政策会議において年度・四半期・月次の運用計画を策定します。運用の結果については、パフォーマンス会議において評価・分析を行い、次の計画策定・運用実行に反映します。	住友生命が投資信託等へ投資を行います。投資信託は委託会社が運用を行います。委託会社における運用体制は本冊子 P.6 以降をご参照ください。 運用意思決定のプロセス：（現行どおり）
運用制限	資産運用にあたっては、以下の制限を遵守します。 a ～ g （省略）	資産運用にあたっては、以下の制限を遵守します。ただし、投資信託については、各投資信託で定める投資制限（本冊子 P.6 以降をご参照ください）を優先して適用します。 a ～ g （現行どおり）
資産の運用に係る運用リスク	最低保証付変額保険（年金受取型）の積立金額は、契約日から年金支払開始日の前日まで、以下の諸リスク等により変動する可能性があります。 <有価証券の価格変動リスク> ～ <解約による特別勘定からの資金流出による積立金額変動リスク>（省略）	最低保証付変額保険（年金受取型）の積立金額は、契約日から年金支払開始日の前日まで、以下の諸リスク等により変動する可能性があります。 <投資信託の価額変動リスク> 保有する投資信託の価額が下落した場合、積立金額が減少する要因となります。各投資信託における価格変動リスクの詳細は本冊子 P.6 以降をご参照ください。 <有価証券の価格変動リスク> ～ <解約による特別勘定からの資金流出による積立金額変動リスク>（現行どおり）

※「資産の運用に係る目的および基本的性格」および「基本資産配分」は、現行どおりです。

※「特別勘定のしおり」は、ご契約の時期等によって、上表に記載のものと字句が一部異なる場合があります。また、社名変更等を反映しています。

主な投資対象とする投資信託の運用内容等

主な投資対象とする投資信託の運用内容等は以下に記載のとおりです。

主な投資対象とする投資信託の運用内容等

共通事項

主な投資対象とする投資信託に共通する事項

主な投資対象とする投資信託に共通する事項は以下のとおりです。

1. 主な投資対象とする投資信託

主な投資対象とする投資信託（以下、「各投資信託」といいます）は以下のとおりです。

資産	主な投資対象とする投資信託	運用方針
国内株式	ノムラ日本株式インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）	東証株価指数(TOPIX)（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
外国株式	野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。
国内公社債	ノムラ日本債券インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）	NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
外国公社債	ノムラ外国債券インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

※投資対象とする投資信託については、税制変更等に伴う信託報酬の引き上げや運用資産額の減少に伴う償還等の理由により、今後変更することがあります。

※投資信託運用資産に対し、投資信託の運用・管理に係る費用として信託報酬が控除されます（特別勘定の積立金額に対し、年率約0.16%）。

※信託報酬率は消費税率の変動等により将来変更される可能性があります。なお、信託報酬の他に信託事務の諸費用（監査報酬等）、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することができないため、具体的な水準を表示していません。これらの費用は投資信託の純資産総額から控除されます。したがって、お客さまにはこれらの費用を間接的にご負担いただくこととなります。

2. 仕組み

各投資信託における関係法人とその役割は以下のとおりです。

◆委託会社 「野村アセットマネジメント株式会社」（以下「委託会社」といいます。）

証券投資信託契約に基づき、各投資信託の運用指図等を行います。

◆受託会社 「野村信託銀行株式会社」

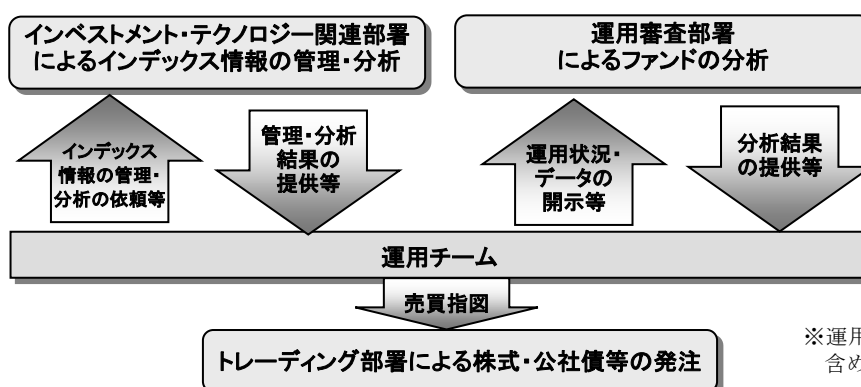
証券投資信託契約に基づき、各投資信託の保管・管理業務等を行います。

◆販売会社 「住友生命保険相互会社」

委託会社との間で締結される「私募・販売等に関する契約」に基づき、私募の取扱い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3. 運用体制

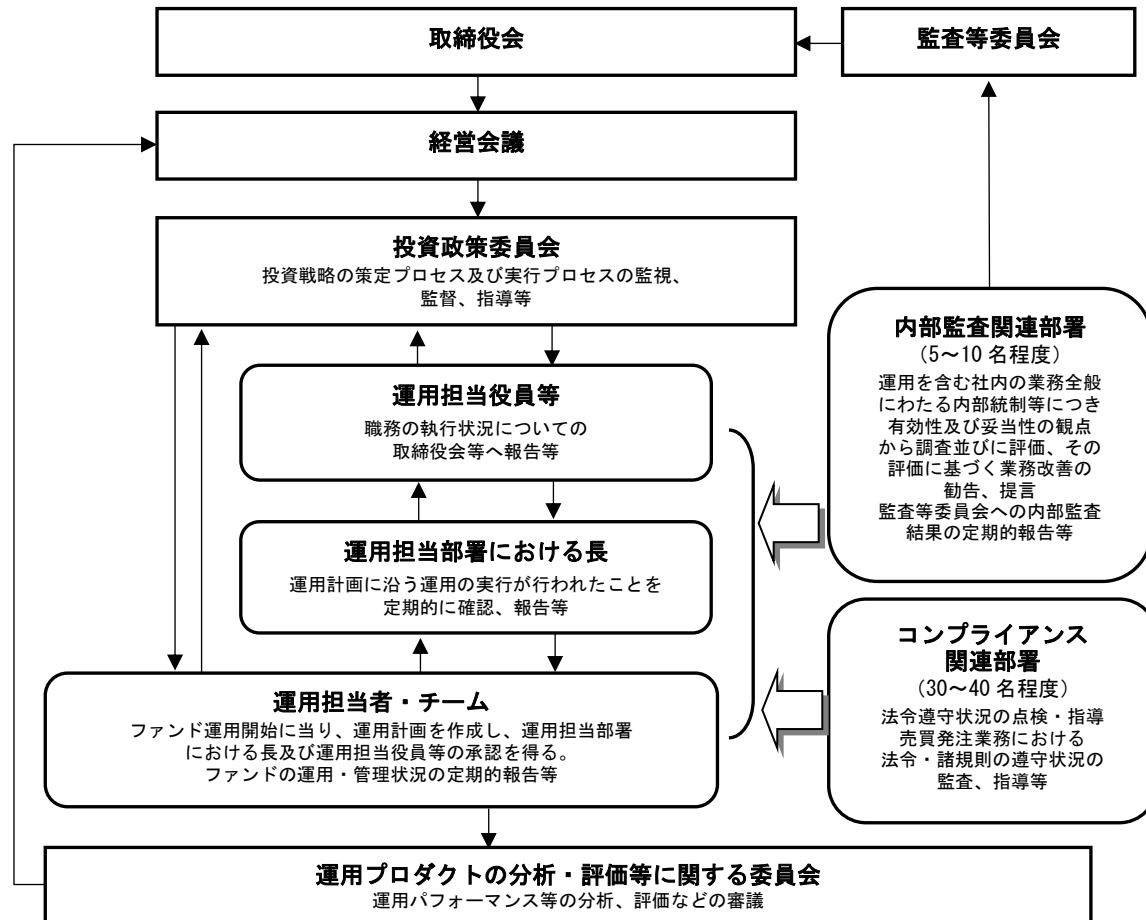
委託会社における各投資信託の運用は、次の体制およびプロセスに基づいて行われます。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程として運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

委託会社における各投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下のとおりです。



委託会社による各投資信託の関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等は以下のとおりです。

委託会社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

※上記の体制等は今後変更となる場合があります。

4. 投資リスク

a. 各投資信託のリスク

(1) 基準価額の変動要因

各投資信託の基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者に帰属します。したがって、各投資信託において、投資者の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。各投資信託の基準価額の主な変動要因は以下のとおりです（基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません）。

◆株価変動リスク

実質的に株式に投資を行いますので、株価変動の影響を受けます。

《対象》ノムラ日本株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）

野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）

◆債券価格変動リスク

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。実質的に債券に投資を行いますので、これ

らの影響を受けます。

《対象》ノムラ日本債券インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）

ノムラ外国債券インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）

◆為替変動リスク

実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

《対象》野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）

ノムラ外国債券インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）

(2) その他の留意点

- 各投資信託は、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 各投資信託が実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 各投資信託の基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、各投資信託の投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、各投資信託の基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 各投資信託は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行う場合があります。したがって、各投資信託の分配金の水準は必ずしも計算期間における各投資信託の収益率を示唆するものではありません。

b. 投資リスクの管理体制

委託会社におけるリスクマネジメント体制は以下のとおりです。

(1) パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行います。

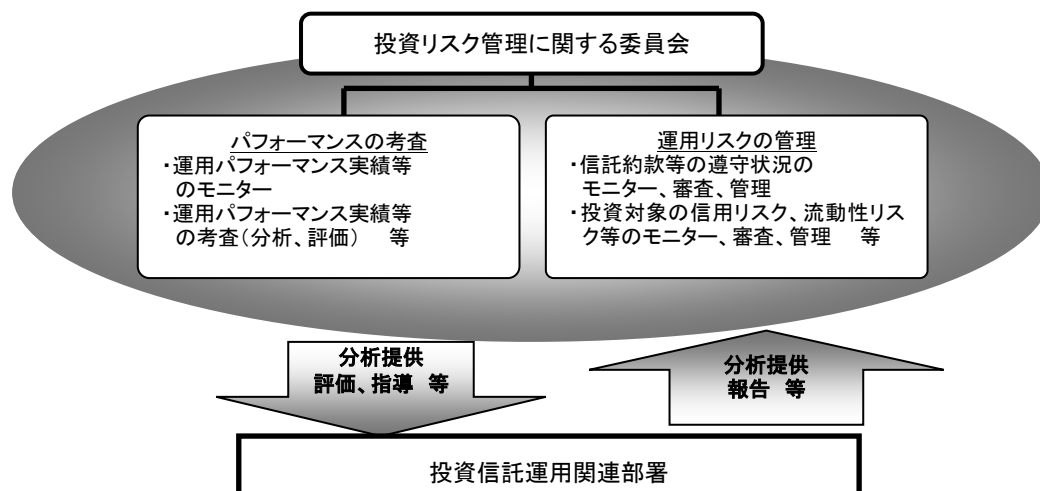
(2) 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

《リスク管理体制図》



※上記の体制等は今後変更となる場合があります。

主な投資対象とする投資信託の運用内容等

国内株式

ノムラ日本株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）

資産の運用に関する極めて重要な事項

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

a. 名称

ノムラ日本株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）
（以下「当ファンド」といいます。）

b. 目的および基本的性格

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
また、当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める公募の投資信託の分類方法に準じた場合、追加型/国内/株式/インデックス型に分類されます。

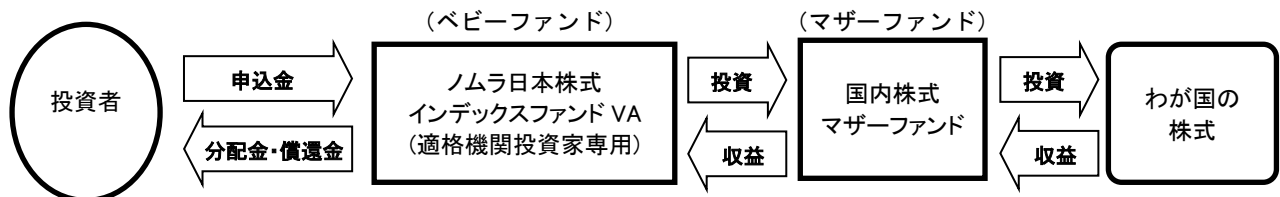
c. ファンドの特色

- (1) わが国の株式を実質的な主要投資対象※とし、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

※「実質的な主要投資対象」とは、「国内株式マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

- (2) マザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用を行います。

※「国内株式マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



d. ファンドの仕組み

当ファンドの関係法人とその役割は「主な投資対象とする投資信託に共通する事項」の2に記載のとおりです。

- ・委託会社 「野村アセットマネジメント株式会社」（以下「委託会社」または「委託者」といいます。）
- ・受託会社 「野村信託銀行株式会社」
- ・販売会社 「住友生命保険相互会社」

2. 投資方針

a. 投資方針

(1) 基本方針

当ファンドは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

(2) 投資態度

- ア. 国内株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、株式に直接投資する場合があります。
- イ. 国内株式マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを基本とします。
- ウ. 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。
- エ. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■東証株価指数（TOPIX）（配当込み）について■

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社J P X総研が発表している株価指標で、日本の株式を対象に浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。日本の株式市場全体の動向を示す指標の1つです。

■ 指数の著作権等について ■

配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

b. 投資対象

当ファンドの投資信託約款（以下「信託約款」といいます）に定める投資対象は以下のとおりです。

(1) 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります）の種類は、次に掲げるものとします。

ア. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

① 有価証券

② デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、下記 2－d－(1)－オ及びカに定めるものに限ります。）に係る権利

③ 約束手形（上記①に掲げるものに該当するものを除きます。）

④ 金銭債権（上記①及び③に掲げるものに該当するものを除きます。）

イ. 次に掲げる特定資産以外の資産

① 為替手形

(2) 投資対象とする有価証券

委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります）に投資することを指図します。

ア. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

イ. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ウ. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、上記イの証券の性質を有するもの

エ. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

オ. 外国の者に対する権利で上記エの有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

カ. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記アの証券または証書を以下「株式」といいます。

(3) 投資対象とする金融商品

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます）により運用することを指図することができます。

ア. 預金

イ. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

ウ. コール・ローン

エ. 手形割引市場において売買される手形

オ. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

カ. 外国の者に対する権利で上記オの権利の性質を有するもの

c. 運用体制

当ファンドの運用体制は、「主な投資対象とする投資信託に共通する事項」の 3 に記載のとおりです。

d. 投資制限

(1) 当ファンドの信託約款等に定める主な投資制限

ア. 株式への実質投資割合には制限を設けません。

イ. 外貨建資産への投資は行いません。

ウ. 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

エ. 信用取引の指図範囲

① 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

(a) 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

(b) 株式分割により取得する株券

(c) 有償増資により取得する株券

(d) 売り出しにより取得する株券

- (e) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
- (f) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

オ. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- ① 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます）ならびに上記 2-b-(3) のアからエまでに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記 2-b-(3) のアからエまでに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記 2-b-(3) のアからエまでに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5% を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

カ. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- ① 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

キ. 有価証券の貸付の指図および範囲

- ① 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50% を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ク. 資金の借入れ

- ① 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、資金借入れ（コール市場を

通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ③借入金の利息は信託財産中より支弁します。

- (2) 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次のアの数が多い数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ア. 委託者が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
イ. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

【参考情報：マザーファンドの投資方針等】

国内株式マザーファンド

《投資方針等》

○基本方針

- ・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

○投資態度

- ・主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ・非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
- ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

《投資対象》

○投資対象とする資産の種類

- ・上記2-b-(1)に記載の資産の種類に同じです。

○投資対象とする有価証券

- ・上記2-b-(2)-アからカまでに記載の有価証券に同じです。

○投資対象とする金融商品

- ・上記2-b-(3)に記載の金融商品に同じです。

○主な投資制限

- ・株式への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ・有価証券先物取引等は上記2-d-(1)-オに記載の範囲で行います。
- ・スワップ取引は上記2-d-(1)-カに記載（ただし、マザーファンドにかかるスワップ取引の想定元本の総額に関する部分は除く）の範囲で行います。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます）の利用は行いません。
- ・前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 投資リスク

当ファンドの投資リスク等は「主な投資対象とする投資信託に共通する事項」の4に記載のとおりです。

4. 運用状況

a. 投資状況（2024年9月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	425,882,273	99.98
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	44,014	0.01
合計（純資産総額）		425,926,287	100.00

b. 投資資産（2024年9月30日現在）

(1) 投資有価証券の主要銘柄

ア. 主要投資銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	141,395,177	3.0262	427,890,085	3.0120	425,882,273	99.98

イ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.98
合計	99.98

(2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ｃ. 運用実績

(1) 純資産の推移

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間	(2015年 4月 9日)	948	948	1.9461	1.9466
第6計算期間	(2016年 4月11日)	724	724	1.5919	1.5924
第7計算期間	(2017年 4月10日)	890	890	1.9027	1.9032
第8計算期間	(2018年 4月 9日)	861	861	2.2319	2.2324
第9計算期間	(2019年 4月 9日)	634	634	2.1393	2.1398
第10計算期間	(2020年 4月 9日)	332	332	1.9199	1.9204
第11計算期間	(2021年 4月 9日)	708	708	2.7039	2.7044
第12計算期間	(2022年 4月11日)	489	489	2.6652	2.6657
第13計算期間	(2023年 4月10日)	388	389	2.8603	2.8608
第14計算期間	(2024年 4月 9日)	538	538	4.0698	4.0703
	2023年 9月末日	570	—	3.3969	—
	10月末日	527	—	3.2948	—
	11月末日	492	—	3.4726	—
	12月末日	483	—	3.4646	—
	2024年 1月末日	509	—	3.7346	—
	2月末日	548	—	3.9178	—
	3月末日	530	—	4.0909	—
	4月末日	546	—	4.0532	—
	5月末日	597	—	4.0986	—
	6月末日	635	—	4.1575	—
	7月末日	622	—	4.1344	—
	8月末日	437	—	4.0140	—
	9月末日	425	—	3.9518	—

(2) 分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金
第5計算期間	2014年 4月10日～2015年 4月 9日	0.0005円
第6計算期間	2015年 4月10日～2016年 4月11日	0.0005円
第7計算期間	2016年 4月12日～2017年 4月10日	0.0005円
第8計算期間	2017年 4月11日～2018年 4月 9日	0.0005円
第9計算期間	2018年 4月10日～2019年 4月 9日	0.0005円
第10計算期間	2019年 4月10日～2020年 4月 9日	0.0005円
第11計算期間	2020年 4月10日～2021年 4月 9日	0.0005円
第12計算期間	2021年 4月10日～2022年 4月11日	0.0005円
第13計算期間	2022年 4月12日～2023年 4月10日	0.0005円
第14計算期間	2023年 4月11日～2024年 4月 9日	0.0005円

(3) 収益率の推移

	計算期間	収益率
第5計算期間	2014年 4月10日～2015年 4月 9日	40.8%
第6計算期間	2015年 4月10日～2016年 4月11日	△18.2%

主な投資対象とする投資信託の運用内容等【ノムラ日本株式インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）】

第7計算期間	2016年 4月12日～2017年 4月10日	19.6%
第8計算期間	2017年 4月11日～2018年 4月 9日	17.3%
第9計算期間	2018年 4月10日～2019年 4月 9日	△4.1%
第10計算期間	2019年 4月10日～2020年 4月 9日	△10.2%
第11計算期間	2020年 4月10日～2021年 4月 9日	40.9%
第12計算期間	2021年 4月10日～2022年 4月11日	△1.4%
第13計算期間	2022年 4月12日～2023年 4月10日	7.3%
第14計算期間	2023年 4月11日～2024年 4月 9日	42.3%

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

[参考情報：国内株式マザーファンドの投資状況・投資資産]

1. 投資状況（2024年9月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	718,169,125,580	97.72
現金・預金・その他資産(負債控除後)	—	16,686,073,489	2.27
合計(純資産総額)		734,855,199,069	100.00

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	日本	16,679,250,000	2.26

2. 投資資産（2024年9月30日現在）

a. 投資有価証券の主要銘柄

(1) 主要投資銘柄（上位30銘柄）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	10,256,500	3,377.76	34,644,018,164	2,542.50	26,077,151,250	3.54
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,755,700	2,361.64	15,954,577,932	2,777.50	18,763,956,750	2.55
3	日本	株式	日立製作所	電気機器	4,682,800	2,921.34	13,680,080,101	3,781.00	17,705,666,800	2.40
4	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	11,572,200	1,585.65	18,349,469,023	1,453.50	16,820,192,700	2.28
5	日本	株式	キーエンス	電気機器	193,000	69,836.73	13,478,490,316	68,360.00	13,193,480,000	1.79
6	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,428,400	7,025.98	10,035,918,099	8,705.00	12,434,222,000	1.69
7	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3,963,100	3,009.42	11,926,666,324	3,045.00	12,067,639,500	1.64
8	日本	株式	三菱商事	卸売業	3,919,700	3,351.20	13,135,723,427	2,952.50	11,572,914,250	1.57
9	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,372,200	7,249.95	9,948,394,864	7,678.00	10,535,751,600	1.43
10	日本	株式	信越化学工業	化学	1,733,100	5,815.09	10,078,141,002	5,977.00	10,358,738,700	1.40
11	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	408,300	34,498.80	14,085,861,192	25,290.00	10,325,907,000	1.40
12	日本	株式	三井物産	卸売業	3,058,000	3,882.45	11,872,534,339	3,178.00	9,718,324,000	1.32
13	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,855,300	5,122.28	9,503,372,521	5,231.00	9,705,074,300	1.32
14	日本	株式	任天堂	その他製品	1,218,100	7,857.67	9,571,433,642	7,636.00	9,301,411,600	1.26
15	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	57,559,500	161.36	9,288,118,105	146.80	8,449,734,600	1.14
16	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	954,500	7,923.62	7,563,102,878	8,427.00	8,043,571,500	1.09
17	日本	株式	第一三共	医薬品	1,685,800	5,393.97	9,093,156,393	4,709.00	7,938,432,200	1.08
18	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,564,900	3,057.48	7,842,135,024	2,936.00	7,530,546,400	1.02
19	日本	株式	HOYA	精密機器	379,800	18,152.87	6,894,462,001	19,785.00	7,514,343,000	1.02
20	日本	株式	三菱重工業	機械	3,407,700	1,308.51	4,459,038,380	2,117.50	7,215,804,750	0.98
21	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,712,600	4,129.35	7,071,941,931	4,103.00	7,026,797,800	0.95
22	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,571,500	1,722.56	7,874,688,608	1,507.50	6,891,536,250	0.93
23	日本	株式	KDDI	情報・通信業	1,423,300	4,322.24	6,151,852,226	4,594.00	6,538,640,200	0.88
24	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	30,947,600	195.05	6,036,515,838	187.20	5,793,390,720	0.78
25	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	114,800	40,758.31	4,679,054,753	47,420.00	5,443,816,000	0.74
26	日本	株式	富士通	電気機器	1,793,200	2,360.11	4,232,159,593	2,935.50	5,263,938,600	0.71
27	日本	株式	三菱電機	電気機器	2,134,600	2,751.20	5,872,727,574	2,303.50	4,917,051,100	0.66
28	日本	株式	村田製作所	電気機器	1,723,500	2,743.56	4,728,531,066	2,806.50	4,837,002,750	0.65
29	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	1,154,400	4,389.94	5,067,756,470	4,179.00	4,824,237,600	0.65
30	日本	株式	ダイキン工業	機械	232,600	24,334.74	5,660,261,528	20,075.00	4,669,445,000	0.63

(2) 種類別及び業種別投資比率

種類	国内／ 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.26
		建設業	2.17
		食料品	3.19
		繊維製品	0.38
		パルプ・紙	0.14
		化学	5.68
		医薬品	4.54
		石油・石炭製品	0.54
		ゴム製品	0.58
		ガラス・土石製品	0.66
		鉄鋼	0.84
		非鉄金属	0.78
		金属製品	0.50
		機械	5.41
		電気機器	17.27
		輸送用機器	7.05

種類	国内／ 国外	業種	投資比率 (%)
		精密機器	2.37
		その他製品	2.45
		電気・ガス業	1.34
		陸運業	2.33
		海運業	0.78
		空運業	0.38
		倉庫・運輸関連業	0.14
		情報・通信業	7.38
		卸売業	7.20
		小売業	4.41
		銀行業	7.24
		証券、商品先物取引業	0.79
		保険業	2.97
		その他金融業	1.17
		不動産業	1.90
		サービス業	4.64
合 計			97.72

b. 投資不動産物件

該当事項はありません。

c. その他投資資産の主要なもの

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2024 年 12 月限)	買建	630	日本円	16,597,571,144	16,679,250,000	2.26

II 財務ハイライト情報

以下の情報は、当ファンドの第 14 期の財務諸表から抜粋して記載したものです。

当該財務諸表については、EY 新日本有限責任監査法人により監査証明を受けており、監査報告書は「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」の財務諸表に添付しております。

1. 貸借対照表

(単位：円)

	第 13 期 (2023 年 4 月 10 日現在)	第 14 期 (2024 年 4 月 9 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	364,406	514,759
親投資信託受益証券	388,933,900	538,256,711
未収入金	76,603	76,750
未収利息	-	1
流動資産合計	389,374,909	538,848,221
資産合計	389,374,909	538,848,221
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	67,995	66,135
未払受託者報酬	39,830	56,218
未払委託者報酬	288,695	407,505
その他未払費用	5,907	8,370
流動負債合計	402,427	538,228
負債合計	402,427	538,228
純資産の部		

主な投資対象とする投資信託の運用内容等【ノムラ日本株式インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）】

元本等		
元本	135,990,000	132,270,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	252,982,482	406,039,993
（分配準備積立金）	60,020,715	185,282,342
元本等合計	388,972,482	538,309,993
純資産合計	388,972,482	538,309,993
負債純資産合計	389,374,909	538,848,221

2. 損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第 13 期 自 2022 年 4 月 12 日 至 2023 年 4 月 10 日	第 14 期 自 2023 年 4 月 11 日 至 2024 年 4 月 9 日
営業収益		
受取利息	-	11
有価証券売買等損益	25,427,498	178,682,101
営業収益合計	25,427,498	178,682,112
営業費用		
支払利息	4	15
受託者報酬	86,161	113,812
委託者報酬	624,545	825,012
その他費用	12,794	16,953
営業費用合計	723,504	955,792
営業利益又は営業損失（△）	24,703,994	177,726,320
経常利益又は経常損失（△）	24,703,994	177,726,320
当期純利益又は当期純損失（△）	24,703,994	177,726,320
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う 当期純損失金額の分配額（△）	3,100,085	33,305,261
期首剰余金又は期首欠損金（△）	305,809,948	252,982,482
剰余金増加額又は欠損金減少額	72,487,593	120,811,707
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	72,487,593	120,811,707
剰余金減少額又は欠損金増加額	146,850,973	112,109,120
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	146,850,973	112,109,120
分配金	67,995	66,135
期末剰余金又は期末欠損金（△）	252,982,482	406,039,993

3. 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023 年 4 月 11 日から 2024 年 4 月 9 日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

資産の運用に関する重要な事項

I 投資信託(ファンド)の沿革

当ファンドの信託設定日は2001年5月11日であり、同日より運用を開始しました。

II 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 財務諸表

- 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 当ファンドは、第14期計算期間(2023年4月11日から2024年4月9日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年7月5日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、ノムラ日本株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）の2023年4月11日から2024年4月9日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ日本株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）の2024年4月9日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

主な投資対象とする投資信託の運用内容等【ノムラ日本株式インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）】

a. 貸借対照表

(単位：円)

	第 13 期 (2023 年 4 月 10 日現在)	第 14 期 (2024 年 4 月 9 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	364,406	514,759
親投資信託受益証券	388,933,900	538,256,711
未収入金	76,603	76,750
未収利息	-	1
流動資産合計	389,374,909	538,848,221
資産合計	389,374,909	538,848,221
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	67,995	66,135
未払受託者報酬	39,830	56,218
未払委託者報酬	288,695	407,505
その他未払費用	5,907	8,370
流動負債合計	402,427	538,228
負債合計	402,427	538,228
純資産の部		
元本等		
元本	135,990,000	132,270,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	252,982,482	406,039,993
（分配準備積立金）	60,020,715	185,282,342
元本等合計	388,972,482	538,309,993
純資産合計	388,972,482	538,309,993
負債純資産合計	389,374,909	538,848,221

b. 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第 13 期 自 2022 年 4 月 12 日 至 2023 年 4 月 10 日	第 14 期 自 2023 年 4 月 11 日 至 2024 年 4 月 9 日
営業収益		
受取利息	-	11
有価証券売買等損益	25,427,498	178,682,101
営業収益合計	25,427,498	178,682,112
営業費用		
支払利息	4	15
受託者報酬	86,161	113,812
委託者報酬	624,545	825,012
その他費用	12,794	16,953
営業費用合計	723,504	955,792
営業利益又は営業損失（△）	24,703,994	177,726,320
経常利益又は経常損失（△）	24,703,994	177,726,320
当期純利益又は当期純損失（△）	24,703,994	177,726,320
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う 当期純損失金額の分配額（△）	3,100,085	33,305,261
期首剰余金又は期首欠損金（△）	305,809,948	252,982,482
剰余金増加額又は欠損金減少額	72,487,593	120,811,707
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	72,487,593	120,811,707
剰余金減少額又は欠損金増加額	146,850,973	112,109,120
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	146,850,973	112,109,120
分配金	67,995	66,135
期末剰余金又は期末欠損金（△）	252,982,482	406,039,993

c. 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

主な投資対象とする投資信託の運用内容等【ノムラ日本株式インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）】

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年4月11日から2024年4月9日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第 13 期 2023 年 4 月 10 日現在	第 14 期 2024 年 4 月 9 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 135,990,000 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 132,270,000 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 2.8603 円 (10,000 口当たり純資産額) (28,603 円)	2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 4.0698 円 (10,000 口当たり純資産額) (40,698 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 13 期 自 2022 年 4 月 12 日 至 2023 年 4 月 10 日	第 14 期 自 2023 年 4 月 11 日 至 2024 年 4 月 9 日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>9,717,517 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>3,121,689 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>218,175,703 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>47,249,504 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>278,264,413 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>135,990,000 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>20,462 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>67,995 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	9,717,517 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3,121,689 円	収益調整金額	C	218,175,703 円	分配準備積立金額	D	47,249,504 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	278,264,413 円	当ファンドの期末残存口数	F	135,990,000 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	20,462 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	67,995 円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>10,425,073 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>133,995,986 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>229,748,787 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>40,927,418 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>415,097,264 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>132,270,000 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>31,382 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>66,135 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	10,425,073 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	133,995,986 円	収益調整金額	C	229,748,787 円	分配準備積立金額	D	40,927,418 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	415,097,264 円	当ファンドの期末残存口数	F	132,270,000 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	31,382 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	66,135 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	9,717,517 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3,121,689 円																																																											
収益調整金額	C	218,175,703 円																																																											
分配準備積立金額	D	47,249,504 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	278,264,413 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	135,990,000 口																																																											
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	20,462 円																																																											
10,000 口当たり分配金額	H	5 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	67,995 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	10,425,073 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	133,995,986 円																																																											
収益調整金額	C	229,748,787 円																																																											
分配準備積立金額	D	40,927,418 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	415,097,264 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	132,270,000 口																																																											
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	31,382 円																																																											
10,000 口当たり分配金額	H	5 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	66,135 円																																																											

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 13 期 自 2022 年 4 月 12 日 至 2023 年 4 月 10 日	第 14 期 自 2023 年 4 月 11 日 至 2024 年 4 月 9 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

主な投資対象とする投資信託の運用内容等【ノムラ日本株式インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）】

第 13 期 2023 年 4 月 10 日現在	第 14 期 2024 年 4 月 9 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 13 期 自 2022 年 4 月 12 日 至 2023 年 4 月 10 日	第 14 期 自 2023 年 4 月 11 日 至 2024 年 4 月 9 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 13 期 自 2022 年 4 月 12 日 至 2023 年 4 月 10 日	第 14 期 自 2023 年 4 月 11 日 至 2024 年 4 月 9 日
期首元本額 183,650,000 円	期首元本額 135,990,000 円
期中追加設定元本額 40,190,000 円	期中追加設定元本額 54,280,000 円
期中一部解約元本額 87,850,000 円	期中一部解約元本額 58,000,000 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 13 期 自 2022 年 4 月 12 日 至 2023 年 4 月 10 日	第 14 期 自 2023 年 4 月 11 日 至 2024 年 4 月 9 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	22,203,834	145,141,046
合計	22,203,834	145,141,046

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

d. 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 4 月 9 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 4 月 9 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	173,676,017	538,256,711	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 100.0%	173,676,017	538,256,711	
	合計			538,256,711	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「国内株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書（2024年9月30日現在）

I 資産総額	426,404,895円
II 負債総額	478,608円
III 純資産総額（I－II）	425,926,287円
IV 発行済口数	107,780,000口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.9518円

【参考情報】マザーファンドの純資産額計算書（2024年9月30日現在）

国内株式マザーファンド

I 資産総額	788,634,385,670円
II 負債総額	53,779,186,601円
III 純資産総額（I－II）	734,855,199,069円
IV 発行済口数	243,977,860,817口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.0120円

III 設定および解約の実績

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第5計算期間	2014年 4月10日～2015年 4月 9日	279,630,000	570,620,000	487,390,000
第6計算期間	2015年 4月10日～2016年 4月11日	371,110,000	403,670,000	454,830,000
第7計算期間	2016年 4月12日～2017年 4月10日	215,950,000	202,650,000	468,130,000
第8計算期間	2017年 4月11日～2018年 4月 9日	127,840,000	209,870,000	386,100,000
第9計算期間	2018年 4月10日～2019年 4月 9日	107,240,000	196,770,000	296,570,000
第10計算期間	2019年 4月10日～2020年 4月 9日	224,490,000	348,050,000	173,010,000
第11計算期間	2020年 4月10日～2021年 4月 9日	172,630,000	83,770,000	261,870,000
第12計算期間	2021年 4月10日～2022年 4月11日	83,030,000	161,250,000	183,650,000
第13計算期間	2022年 4月12日～2023年 4月10日	40,190,000	87,850,000	135,990,000
第14計算期間	2023年 4月11日～2024年 4月 9日	54,280,000	58,000,000	132,270,000

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

主な投資対象とする投資信託の運用内容等

外国株式

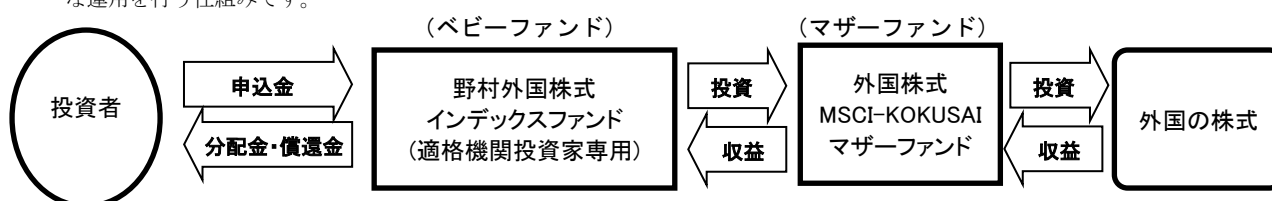
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）

資産の運用に関する極めて重要な事項

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

- a. 名称
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）
（以下「当ファンド」といいます。）
- b. 目的および基本的性格
MSCI-KOKUSAI 指数（円換算ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。また、当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める公募の投資信託の分類方法に準じた場合、追加型/海外/株式/インデックス型に分類されます。
- c. ファンドの特色
- (1) 外国の株式を実質的な主要投資対象※とし、MSCI-KOKUSAI 指数（円換算ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。
※「実質的な主要投資対象」とは、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
 - (2) マザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用を行います。
※「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



- d. ファンドの仕組み
当ファンドの関係法人とその役割は「主な投資対象とする投資信託に共通する事項」の2に記載のとおりです。
- ・委託会社 「野村アセットマネジメント株式会社」（以下「委託会社」または「委託者」といいます。）
 - ・受託会社 「野村信託銀行株式会社」
 - ・販売会社 「住友生命保険相互会社」

2. 投資方針

- a. 投資方針
- (1) 基本方針
MSCI-KOKUSAI 指数（円換算ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。
 - (2) 投資態度
 - ア. 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、MSCI-KOKUSAI 指数（円換算ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。なお、株式に直接投資する場合があります。
 - イ. 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを基本とします。
 - ウ. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
 - エ. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■MSCI-KOKUSAI 指数（円換算ベース・為替ヘッジなし）について■

MSCI-KOKUSAI 指数（円換算ベース・為替ヘッジなし）は、MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。MSCI-KOKUSAI 指数は、MSCI が開発した、日本を除く先進国で構成された浮動株数ベースの時価総額株価指数です。

■指数の著作権等について■

「MSCI-KOKUSAI指数」は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

b. 投資対象

当ファンドの投資信託約款（以下「信託約款」といいます）に定める投資対象は以下のとおりです。

(1) 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

ア. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

① 有価証券

② デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記2-d-(1)ーサ及びシに定めるものに限り。）に係る権利

③ 約束手形（上記①に掲げるものに該当するものを除きます。）

④ 金銭債権（上記①及び③に掲げるものに該当するものを除きます。）

イ. 次に掲げる特定資産以外の資産

① 為替手形

(2) 投資対象とする有価証券

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資することを指図します。

ア. 株券または新株引受権証書

イ. 国債証券

ウ. 地方債証券

エ. 特別の法律により法人の発行する債券

オ. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

カ. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

キ. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

ク. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

ケ. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

コ. コマーシャル・ペーパー

サ. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

シ. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

ス. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

セ. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

ソ. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

タ. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

チ. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

ツ. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

テ. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

ト. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）

ナ. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記アの証券または証書、上記シならびにタの証券または証書のうち上記アの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記イからカまでの証券および上記シならびにタの証券または証書のうち上記イからカまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記スおよびセの証券を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 投資対象とする金融商品

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます）により運用することを指図することができます。

ア. 預金

イ. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

ウ. コール・ローン

エ. 手形割引市場において売買される手形

オ. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

カ. 外国の者に対する権利で上記オの権利の性質を有するもの

c. 運用体制

当ファンドの運用体制は「主な投資対象とする投資信託に共通する事項」の3に記載のとおりです。

d. 投資制限

(1) 当ファンドの信託約款等に定める主な投資制限

- ア. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- イ. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ウ. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。
- エ. 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- オ. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- カ. 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- キ. 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ク. 投資する株式等の範囲

- ① 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

ケ. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

- ① 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

コ. 信用取引の指図範囲

- ① 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとします。
 - (a) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - (b) 株式分割により取得する株券
 - (c) 有償増資により取得する株券
 - (d) 売り出しにより取得する株券
 - (e) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
 - (f) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（上記(e)のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

サ. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- ① 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます）ならびに上記 2－b－(3)－アからエまでに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象

とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます）との合計額の範囲内とします。

(b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

(c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

(a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記 2－b－(3)－アからエまでに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます）の時価総額の範囲内とします。

(b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記 2－b－(3)－アからエまでに掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

(c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

シ. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことの指図をすることができます。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ス. 同一銘柄の転換社債等への投資制限

①委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

セ. 有価証券の貸付の指図および範囲

①委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

(a) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

(b) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

②前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ソ. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

タ. 外国為替予約の指図

①委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

②委託者は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

チ. 資金の借入れ

①委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(2) 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次のアの数が多い数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

ア. 委託者が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

イ. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

【参考情報：マザーファンドの投資方針等】

外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド

《投資方針等》

○基本方針

・MSCI-KOKUSAI 指数（円換算ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

○投資態度

・主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円換算ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

・資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

《投資対象》

○投資対象とする資産の種類

・上記2-b-(1)に記載の資産の種類に同じです。

○投資対象とする有価証券

・上記2-b-(2)のアからナまでに記載の有価証券に同じです。

○投資対象とする金融商品

・上記2-b-(3)に記載の金融商品に同じです。

○主な投資制限

・株式への投資割合には制限を設けません。

・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

・有価証券先物取引等は上記2-d-(1)ーサに記載（ただし、マザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額に関する部分は除く）の範囲で行います。

・スワップ取引は上記2-d-(1)ーシに記載（ただし、マザーファンドにかかるスワップ取引の想定元本の総額に関する部分は除く）の範囲で行います。

・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

・同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます）の利用は行いません。

・前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 投資リスク

当ファンドの投資リスク等は「主な投資対象とする投資信託に共通する事項」の4に記載のとおりです。

4. 運用状況

a. 投資状況（2024年9月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,798,860,842	99.98
現金・預金・その他資産(負債控除後)	—	182,987	0.01
合計(純資産総額)		1,799,043,829	100.00

b. 投資資産（2024年9月30日現在）

(1) 投資有価証券の主要銘柄

ア. 主要投資銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSCI-K OKUSA I マザーフ ァンド	257,638,940	6.7745	1,745,375,000	6.9821	1,798,860,842	99.98

イ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.98
合計	99.98

(2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

c. 運用実績

(1) 純資産の推移

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第7計算期間	(2015年 3月31日)	1,243	1,243	1.6029	1.6034
第8計算期間	(2016年 3月31日)	1,151	1,152	1.4457	1.4462
第9計算期間	(2017年 3月31日)	1,066	1,066	1.6519	1.6524
第10計算期間	(2018年 4月 2日)	1,005	1,005	1.7667	1.7672
第11計算期間	(2019年 4月 1日)	336	336	1.9411	1.9416
第12計算期間	(2020年 3月31日)	40	40	1.7104	1.7109
第13計算期間	(2021年 3月31日)	37	37	2.6748	2.6753
第14計算期間	(2022年 3月31日)	1,912	1,912	3.3549	3.3554
第15計算期間	(2023年 3月31日)	1,523	1,524	3.3111	3.3116
第16計算期間	(2024年 4月 1日)	1,817	1,817	4.7485	4.7490
	2023年 9月末日	1,710	—	3.8670	—
	10月末日	1,646	—	3.7360	—
	11月末日	1,730	—	4.0290	—
	12月末日	1,755	—	4.0998	—
	2024年 1月末日	1,710	—	4.3493	—
	2月末日	1,757	—	4.5584	—
	3月末日	1,817	—	4.7471	—
	4月末日	1,836	—	4.8091	—
	5月末日	1,874	—	4.9222	—
	6月末日	1,907	—	5.2214	—
	7月末日	1,818	—	4.9302	—
	8月末日	1,794	—	4.8433	—
	9月末日	1,799	—	4.8986	—

(2) 分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金
第7計算期間	2014年 4月 1日～2015年 3月31日	0.0005円
第8計算期間	2015年 4月 1日～2016年 3月31日	0.0005円
第9計算期間	2016年 4月 1日～2017年 3月31日	0.0005円
第10計算期間	2017年 4月 1日～2018年 4月 2日	0.0005円
第11計算期間	2018年 4月 3日～2019年 4月 1日	0.0005円
第12計算期間	2019年 4月 2日～2020年 3月31日	0.0005円
第13計算期間	2020年 4月 1日～2021年 3月31日	0.0005円
第14計算期間	2021年 4月 1日～2022年 3月31日	0.0005円
第15計算期間	2022年 4月 1日～2023年 3月31日	0.0005円
第16計算期間	2023年 4月 1日～2024年 4月 1日	0.0005円

(3) 収益率の推移

	計算期間	収益率
第7計算期間	2014年 4月 1日～2015年 3月31日	25.2%
第8計算期間	2015年 4月 1日～2016年 3月31日	△9.8%
第9計算期間	2016年 4月 1日～2017年 3月31日	14.3%
第10計算期間	2017年 4月 1日～2018年 4月 2日	7.0%
第11計算期間	2018年 4月 3日～2019年 4月 1日	9.9%
第12計算期間	2019年 4月 2日～2020年 3月31日	△11.9%
第13計算期間	2020年 4月 1日～2021年 3月31日	56.4%
第14計算期間	2021年 4月 1日～2022年 3月31日	25.4%
第15計算期間	2022年 4月 1日～2023年 3月31日	△1.3%
第16計算期間	2023年 4月 1日～2024年 4月 1日	43.4%

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

[参考情報：外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの投資状況・投資資産]

1. 投資状況（2024年9月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	1,867,870,523,002	73.60
	カナダ	81,433,580,623	3.20
	ドイツ	60,732,270,475	2.39
	イタリア	18,439,990,268	0.72
	フランス	75,309,886,441	2.96
	オランダ	33,317,985,002	1.31
	スペイン	18,142,425,439	0.71
	ベルギー	5,365,930,504	0.21
	オーストリア	1,239,199,170	0.04
	ルクセンブルグ	474,846,312	0.01
	フィンランド	6,961,569,780	0.27
	アイルランド	2,044,398,791	0.08
	ポルトガル	1,300,936,823	0.05
	スイス	955,786,039	0.03
	イギリス	98,402,162,297	3.87
	スイス	66,573,840,836	2.62
	スウェーデン	22,632,248,879	0.89
	ノルウェー	3,802,519,200	0.14
	デンマーク	22,610,871,802	0.89
	オーストラリア	47,716,281,369	1.88
	ニュージーランド	1,184,732,175	0.04
	香港	12,412,733,912	0.48
	シンガポール	7,436,742,229	0.29
	イスラエル	2,334,089,193	0.09
小計		2,458,695,550,561	96.89

主な投資対象とする投資信託の運用内容等【野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）】

新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	43,422,463,524	1.71
	カナダ	119,893,737	0.00
	フランス	1,010,811,708	0.03
	ベルギー	174,767,166	0.00
	イギリス	817,265,310	0.03
	オーストラリア	3,390,609,355	0.13
	香港	505,110,705	0.01
	シンガポール	710,304,953	0.02
	小計	50,151,226,458	1.97
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	28,684,267,652	1.13
合計（純資産総額）		2,537,531,044,671	100.00

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	21,449,883,663	0.84
	買建	カナダ	913,835,031	0.03
	買建	ドイツ	2,535,357,892	0.09
	買建	イギリス	1,120,047,092	0.04
	買建	スイス	749,826,296	0.02
	買建	オーストラリア	570,511,303	0.02

2. 投資資産（2024年9月30日現在）

a. 投資有価証券の主要銘柄

(1) 主要投資銘柄（上位30銘柄）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	3,884,200	24,935.95	96,856,229,269	32,512.46	126,284,923,156	4.97
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	1,882,600	60,127.19	113,195,459,599	61,091.29	115,010,471,214	4.53
3	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	6,559,200	13,171.16	86,392,278,335	17,327.42	113,654,026,382	4.47
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小売り	2,497,300	25,745.21	64,293,535,106	26,828.95	66,999,957,063	2.64
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	584,300	69,622.60	40,680,486,428	80,979.29	47,316,200,783	1.86
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,566,200	21,753.03	34,069,599,473	23,400.58	36,649,993,878	1.44
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,347,900	21,934.15	29,565,049,616	23,591.84	31,799,443,427	1.25
8	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1,179,070	19,211.68	22,651,925,325	24,648.04	29,061,768,885	1.14
9	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	765,300	25,516.71	19,527,941,750	37,175.45	28,450,376,324	1.12
10	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	215,400	112,176.90	24,162,904,667	125,286.96	26,986,812,627	1.06
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	353,100	60,282.24	21,285,660,380	65,294.69	23,055,556,134	0.90
12	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	765,700	28,661.45	21,946,072,687	30,044.66	23,005,199,991	0.90
13	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	245,370	71,264.64	17,486,205,678	83,047.45	20,377,352,929	0.80
14	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	1,196,089	16,537.18	19,779,949,775	16,530.98	19,772,533,624	0.77
15	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	419,700	39,757.59	16,686,264,386	39,275.01	16,483,723,418	0.64
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	221,400	68,569.58	15,181,307,196	70,457.23	15,599,232,316	0.61
17	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	629,300	23,239.93	14,624,889,639	24,770.79	15,588,259,091	0.61
18	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	264,400	54,455.23	14,397,964,005	57,024.91	15,077,388,028	0.59
19	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	118,210	105,982.04	12,528,137,790	126,404.54	14,942,280,981	0.58

主な投資対象とする投資信託の運用内容等【野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）】

20	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	641,746	22,560.13	14,477,877,502	23,036.62	14,783,660,022	0.58
21	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	858,700	18,890.96	16,221,668,613	17,029.17	14,622,948,279	0.57
22	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	1,179,800	8,716.49	10,283,723,691	11,386.99	13,434,381,892	0.52
23	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	470,800	25,970.65	12,226,984,942	27,802.37	13,089,358,950	0.51
24	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	106,560	141,364.70	15,063,823,335	120,736.33	12,865,664,284	0.50
25	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	114,900	87,283.20	10,028,839,690	100,960.06	11,600,311,526	0.45
26	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	1,091,200	8,805.59	9,608,669,408	10,246.58	11,181,075,407	0.44
27	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	675,300	18,705.95	12,632,128,169	16,226.97	10,958,075,340	0.43
28	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア	441,400	18,111.05	7,994,218,629	24,084.26	10,630,792,452	0.41
29	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,877,000	5,427.70	10,187,807,761	5,623.56	10,555,425,874	0.41
30	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア	258,340	42,441.78	10,964,410,369	39,484.82	10,200,510,259	0.40

(2) 種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.68
		メディア	0.55
		娯楽	1.04
		不動産管理・開発	0.29
		エネルギー設備・サービス	0.19
		石油・ガス・消耗燃料	3.82
		化学	1.76
		建設資材	0.32
		容器・包装	0.21
		金属・鉱業	1.34
		紙製品・林産品	0.07
		航空宇宙・防衛	2.03
		建設関連製品	0.69
		建設・土木	0.33
		電気設備	1.09
		コングロマリット	0.63
		機械	1.85
		商社・流通業	0.49
		商業サービス・用品	0.60
		航空貨物・物流サービス	0.41
		旅客航空輸送	0.04
		海上運輸	0.04
		陸上運輸	0.97
		運送インフラ	0.09
		自動車用部品	0.10
		自動車	1.61
		家庭用耐久財	0.33
		レジャー用品	0.00
		繊維・アパレル・贅沢品	0.99
		ホテル・レストラン・レジャー	1.91
		販売	0.07
		大規模小売り	3.08
		専門小売り	1.63
		生活必需品流通・小売り	1.76
種類	国内／国外	業種	投資比率 (%)
		飲料	1.38
		食品	1.16
		タバコ	0.56
		家庭用品	1.00
		パーソナルケア用品	0.59
		ヘルスケア機器・用品	2.12
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.87
		バイオテクノロジー	1.74
		医薬品	4.84
		銀行	5.49
		金融サービス	3.02
		保険	3.13
		情報技術サービス	1.24
		ソフトウェア	8.40
		通信機器	0.69
		コンピュータ・周辺機器	5.30
		電子装置・機器・部品	0.48
		半導体・半導体製造装置	8.86
		各種電気通信サービス	0.95
		無線通信サービス	0.22
		電力	1.70
		ガス	0.08
		総合公益事業	0.72
		水道	0.08
		消費者金融	0.41
		資本市場	3.28
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.16
		ヘルスケア・テクノロジー	0.05
		ライフサイエンス・ツール/サービス	1.11
		専門サービス	0.96
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.97
合 計			98.86

- b. 投資不動産物件
該当事項はありません。

c. その他投資資産の主要なもの

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	シカゴ マ ーカントイ ル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物 (2024 年 12 月 限)	買建	519	米ドル	150,029,112.5	21,413,655,227	150,282,937.5	21,449,883,663	0.84
	カナダ	モントリオ ール取引所	S&P TSX60 株 価指数先物 (2024 年 12 月 限)	買建	30	カナダ ドル	8,580,330	905,825,438	8,656,200	913,835,031	0.03
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	ユーロ 50 株価 指数先物(2024 年 12 月限)	買建	312	ユーロ	15,238,075	2,429,406,296	15,902,640	2,535,357,892	0.09
	オースト リア	シドニー先 物取引所	SPI200 株価指 数先物(2024 年 12 月限)	買建	28	豪ドル	5,741,025	566,811,399	5,778,500	570,511,303	0.02
	イギリス	ロンドン国 際金融先物 オプション取 引所	FT100 株価指 数先物(2024 年 12 月限)	買建	70	英ポ ンド	5,870,870	1,121,512,296	5,863,200	1,120,047,092	0.04
	スイス	ユーレック ス・チュー リッヒ取引 所	SMI 株価指数 先物(2024 年 12 月限)	買建	36	スイス フラン	4,349,530	738,158,736	4,418,280	749,826,296	0.02

II 財務ハイライト情報

以下の情報は、当ファンドの第 16 期の財務諸表から抜粋して記載したものです。

当該財務諸表については、EY 新日本有限責任監査法人により監査証明を受けており、監査報告書は「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」の財務諸表に添付しております。

1. 貸借対照表

(単位：円)

	第 15 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 16 期 (2024 年 4 月 1 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,016,430	2,254,070
親投資信託受益証券	1,523,768,243	1,817,602,982
未収入金	254,068	557,995
未収利息	-	4
流動資産合計	1,526,038,741	1,820,415,051
資産合計	1,526,038,741	1,820,415,051
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	230,120	191,407
未払解約金	-	316,995
未払受託者報酬	254,352	285,534
未払委託者報酬	1,610,798	1,808,295
未払利息	1	-
その他未払費用	25,375	28,494
流動負債合計	2,120,646	2,630,725
負債合計	2,120,646	2,630,725
純資産の部		
元本等		
元本	460,241,673	382,815,996
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,063,676,422	1,434,968,330
（分配準備積立金）	135,849,995	610,551,211
元本等合計	1,523,918,095	1,817,784,326
純資産合計	1,523,918,095	1,817,784,326
負債純資産合計	1,526,038,741	1,820,415,051

2. 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第 15 期 自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日	第 16 期 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 4 月 1 日
営業収益		
受取利息	-	49
有価証券売買等損益	△25,439,931	620,951,638
営業収益合計	△25,439,931	620,951,687
営業費用		
支払利息	186	266
受託者報酬	536,752	566,681
委託者報酬	3,399,270	3,588,856
その他費用	53,553	56,552
営業費用合計	3,989,761	4,212,355
営業利益又は営業損失（△）	△29,429,692	616,739,332
経常利益又は経常損失（△）	△29,429,692	616,739,332
当期純利益又は当期純損失（△）	△29,429,692	616,739,332
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△13,775,415	80,778,110
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,342,174,060	1,063,676,422
剰余金増加額又は欠損金減少額	72,590,745	85,883,196
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	72,590,745	85,883,196
剰余金減少額又は欠損金増加額	335,203,986	250,361,103
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	335,203,986	250,361,103
分配金	230,120	191,407
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,063,676,422	1,434,968,330

3. 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023 年 4 月 1 日から 2024 年 4 月 1 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

資産の運用に関する重要な事項

I 投資信託(ファンド)の沿革

当ファンドの信託設定日は2002年2月22日であり、同日より運用を開始しました。

II 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 財務諸表

- 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 当ファンドは、第16期計算期間(2023年4月1日から2024年4月1日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月28日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）の2023年4月1日から2024年4月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）の2024年4月1日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

a. 貸借対照表

(単位：円)

	第 15 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 16 期 (2024 年 4 月 1 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,016,430	2,254,070
親投資信託受益証券	1,523,768,243	1,817,602,982
未収入金	254,068	557,995
未収利息	-	4
流動資産合計	1,526,038,741	1,820,415,051
資産合計	1,526,038,741	1,820,415,051
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	230,120	191,407
未払解約金	-	316,995
未払受託者報酬	254,352	285,534
未払委託者報酬	1,610,798	1,808,295
未払利息	1	-
その他未払費用	25,375	28,494
流動負債合計	2,120,646	2,630,725
負債合計	2,120,646	2,630,725
純資産の部		
元本等		
元本	460,241,673	382,815,996
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,063,676,422	1,434,968,330
（分配準備積立金）	135,849,995	610,551,211
元本等合計	1,523,918,095	1,817,784,326
純資産合計	1,523,918,095	1,817,784,326
負債純資産合計	1,526,038,741	1,820,415,051

b. 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第 15 期 自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日	第 16 期 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 4 月 1 日
営業収益		
受取利息	-	49
有価証券売買等損益	△25,439,931	620,951,638
営業収益合計	△25,439,931	620,951,687
営業費用		
支払利息	186	266
受託者報酬	536,752	566,681
委託者報酬	3,399,270	3,588,856
その他費用	53,553	56,552
営業費用合計	3,989,761	4,212,355
営業利益又は営業損失（△）	△29,429,692	616,739,332
経常利益又は経常損失（△）	△29,429,692	616,739,332
当期純利益又は当期純損失（△）	△29,429,692	616,739,332
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△13,775,415	80,778,110
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,342,174,060	1,063,676,422
剰余金増加額又は欠損金減少額	72,590,745	85,883,196
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	72,590,745	85,883,196
剰余金減少額又は欠損金増加額	335,203,986	250,361,103
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	335,203,986	250,361,103
分配金	230,120	191,407
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,063,676,422	1,434,968,330

c. 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益

主な投資対象とする投資信託の運用内容等【野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）】

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	約定日基準で計上しております。
4. その他	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年4月1日から2024年4月1日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第 15 期 2023 年 3 月 31 日現在	第 16 期 2024 年 4 月 1 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 460,241,673 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 382,815,996 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 3.3111 円 (10,000 口当たり純資産額) (33,111 円)	2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 4.7485 円 (10,000 口当たり純資産額) (47,485 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

(損益及び利益金計算書に関する注記)

第 15 期 自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日	第 16 期 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 4 月 1 日																																																												
1. 分配金の計算過程 <table> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>23,815,917 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,005,250,924 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>112,264,198 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,141,331,039 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>460,241,673 口</td> </tr> <tr> <td>10,000 口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>24,798 円</td> </tr> <tr> <td>10,000 口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>5 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>230,120 円</td> </tr> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	23,815,917 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	1,005,250,924 円	分配準備積立金額	D	112,264,198 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,141,331,039 円	当ファンドの期末残存口数	F	460,241,673 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	24,798 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	230,120 円	1. 分配金の計算過程 <table> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>29,876,816 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>475,459,358 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>843,890,371 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>105,406,444 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,454,632,989 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>382,815,996 口</td> </tr> <tr> <td>10,000 口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>37,998 円</td> </tr> <tr> <td>10,000 口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>5 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>191,407 円</td> </tr> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	29,876,816 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	475,459,358 円	収益調整金額	C	843,890,371 円	分配準備積立金額	D	105,406,444 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,454,632,989 円	当ファンドの期末残存口数	F	382,815,996 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	37,998 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	191,407 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	23,815,917 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																											
収益調整金額	C	1,005,250,924 円																																																											
分配準備積立金額	D	112,264,198 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,141,331,039 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	460,241,673 口																																																											
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	24,798 円																																																											
10,000 口当たり分配金額	H	5 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	230,120 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	29,876,816 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	475,459,358 円																																																											
収益調整金額	C	843,890,371 円																																																											
分配準備積立金額	D	105,406,444 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,454,632,989 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	382,815,996 口																																																											
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	37,998 円																																																											
10,000 口当たり分配金額	H	5 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	191,407 円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 15 期 自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日	第 16 期 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 4 月 1 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 15 期 2023 年 3 月 31 日現在	第 16 期 2024 年 4 月 1 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 15 期 自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日	第 16 期 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 4 月 1 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 15 期 自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日	第 16 期 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 4 月 1 日
期首元本額 569,958,887 円	期首元本額 460,241,673 円
期中追加設定元本額 32,989,922 円	期中追加設定元本額 30,314,194 円
期中一部解約元本額 142,707,136 円	期中一部解約元本額 107,739,871 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 15 期 自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日	第 16 期 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 4 月 1 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△11,797,586	539,139,580
合計	△11,797,586	539,139,580

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

d. 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 4 月 1 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 4 月 1 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	外国株式MSC I-KOKUSA I マザーファンド	268,884,136	1,817,602,982	
	小計	銘柄数：1	268,884,136	1,817,602,982	
		組入時価比率：100.0%		100.0%	
合計				1,817,602,982	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「外国株式MSC I-KOKUSA I マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書（2024年9月30日現在）

I 資産総額	1,801,286,489円
II 負債総額	2,242,660円
III 純資産総額（I－II）	1,799,043,829円
IV 発行済口数	367,256,674口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	4.8986円

【参考情報】マザーファンドの純資産額計算書（2024年9月30日現在）

外国株式MSCI-KOKUSA I マザーファンド

I 資産総額	2,543,220,643,962円
II 負債総額	5,689,599,291円
III 純資産総額（I－II）	2,537,531,044,671円
IV 発行済口数	363,435,203,890口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	6.9821円

III 設定および解約の実績

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第7計算期間	2014年 4月 1日～2015年 3月31日	48,285,268	201,150,000	775,723,209
第8計算期間	2015年 4月 1日～2016年 3月31日	112,956,862	91,950,000	796,730,071
第9計算期間	2016年 4月 1日～2017年 3月31日	27,792,596	178,900,000	645,622,667
第10計算期間	2017年 4月 1日～2018年 4月 2日	23,777,343	100,150,000	569,250,010
第11計算期間	2018年 4月 3日～2019年 4月 1日	10,264,936	406,350,000	173,164,946
第12計算期間	2019年 4月 2日～2020年 3月31日	7,991,463	157,300,000	23,856,409
第13計算期間	2020年 4月 1日～2021年 3月31日	5,606	9,700,000	14,162,015
第14計算期間	2021年 4月 1日～2022年 3月31日	588,738,074	32,941,202	569,958,887
第15計算期間	2022年 4月 1日～2023年 3月31日	32,989,922	142,707,136	460,241,673
第16計算期間	2023年 4月 1日～2024年 4月 1日	30,314,194	107,739,871	382,815,996

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

主な投資対象とする投資信託の運用内容等	
国内公社債	ノムラ日本債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）

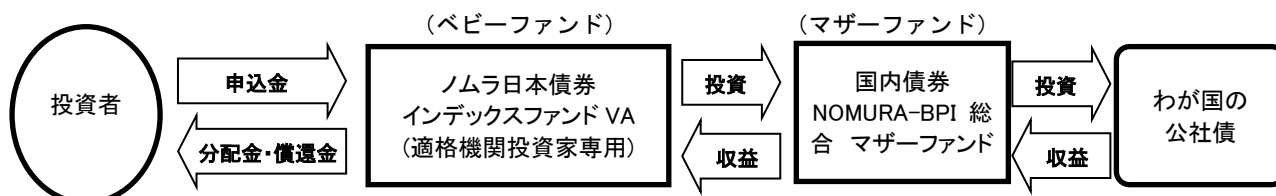
資産の運用に関する極めて重要な事項

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

- a. 名称
ノムラ日本債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）
（以下「当ファンド」といいます。）
- b. 目的および基本的性格
NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。また、当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める公募の投資信託の分類方法に準じた場合、追加型/国内/債券/インデックス型に分類されます。
- c. ファンドの特色
- (1) わが国の公社債を実質的な主要投資対象※とし、NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
※「実質的な主要投資対象」とは、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
 - (2) マザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用を行います。

※「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



- d. ファンドの仕組み
当ファンドの関係法人とその役割は「主な投資対象とする投資信託に共通する事項」の2に記載のとおりです。
- ・委託会社 「野村アセットマネジメント株式会社」（以下「委託会社」または「委託者」といいます。）
 - ・受託会社 「野村信託銀行株式会社」
 - ・販売会社 「住友生命保険相互会社」

2. 投資方針

- a. 投資方針
- (1) 基本方針
当ファンドは、NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
 - (2) 投資態度
 - ア. 国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
 - イ. 国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を基本とします。
 - ウ. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）について■

NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。

■ 指数の著作権等について ■

NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

b. 投資対象

当ファンドの投資信託約款（以下「信託約款」といいます）に定める投資対象は以下のとおりです。

(1) 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります）の種類は、次に掲げるものとします。

ア. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

① 有価証券

② デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記2-d-(1)ーオ及びカに定めるものに限ります。）に係る権利

③ 約束手形（上記①に掲げるものに該当するものを除きます。）

④ 金銭債権（上記①及び③に掲げるものに該当するものを除きます。）

イ. 次に掲げる特定資産以外の資産

① 為替手形

(2) 投資対象とする有価証券

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります）に投資することを指図します。

ア. 国債証券

イ. 地方債証券

ウ. 特別の法律により法人の発行する債券

エ. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます）に限ります。）

オ. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

カ. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

キ. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

ク. コマーシャル・ペーパー

ケ. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

コ. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

サ. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

シ. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

ス. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

セ. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記キの証券または証書および上記ケの証券または証書のうち上記キの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記アからカまでの証券および上記ケの証券のうち上記アからカまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(3) 投資対象とする金融商品

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます）により運用することを指図することができます。

ア. 預金

イ. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

ウ. コール・ローン

エ. 手形割引市場において売買される手形

オ. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

カ. 外国の者に対する権利で上記オの権利の性質を有するもの

c. 運用体制

当ファンドの運用体制は「主な投資対象とする投資信託に共通する事項」の3に記載のとおりです。

d. 投資制限

(1) 当ファンドの信託約款等に定める主な投資制限

ア. 株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債

- の新株予約権に限り）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- イ. 外貨建資産への投資は行いません。
- ウ. 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- エ. 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

オ. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- ①委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記 2－b－(3)－アからエまでに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ②委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記 2－b－(3)－アからエまでに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記 2－b－(3)－アからエまでに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

カ. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- ①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことの指図をすることができます。
- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

キ. 有価証券の貸付の指図および範囲

- ①委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - (a) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 - (b) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ②前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ク. 公社債の借入れ

- ①委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④上記①の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

ケ. 資金の借入れ

- ①委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【参考情報：マザーファンドの投資方針等】

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

《投資方針等》

○基本方針

- ・NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

○投資態度

- ・主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。
- ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

《投資対象》

○投資対象とする資産の種類

- ・上記2-b-(1)に記載の資産の種類に同じです。

○投資対象とする有価証券

- ・上記2-b-(2)-アからカ、ならびにクからセまでに記載の有価証券に同じです。

○投資対象とする金融商品

- ・上記2-b-(3)に記載の金融商品に同じです。

○主な投資制限

- ・株式への投資は行いません。
- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・有価証券先物取引等は上記2-d-(1)-オに記載の範囲で行います。
- ・スワップ取引は上記2-d-(1)-カに記載（ただし、マザーファンドにかかるスワップ取引の想定元本の総額に関する部分は除く）の範囲で行います。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます）の利用は行いません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 投資リスク

当ファンドの投資リスク等は「主な投資対象とする投資信託に共通する事項」の4に記載のとおりです。

4. 運用状況

a. 投資状況（2024年9月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,714,176,735	99.98
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	171,445	0.01
合計（純資産総額）		1,714,348,180	100.00

b. 投資資産（2024年9月30日現在）

(1) 投資有価証券の主要銘柄

ア. 主要投資銘柄

主な投資対象とする投資信託の運用内容等【ノムラ日本債券インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）】

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	国内債券NOMU R A－B P I 総合 マザーファンド	1, 376, 296, 054	1. 2548	1, 726, 976, 289	1. 2455	1, 714, 176, 735	99. 98

イ．種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99. 98
合計	99. 98

(2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

c．運用実績

(1) 純資産の推移

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間	(2015年 3月31日)	1, 243	1, 244	1. 1139	1. 1144
第6計算期間	(2016年 3月31日)	925	925	1. 1720	1. 1725
第7計算期間	(2017年 3月31日)	1, 390	1, 391	1. 1565	1. 1570
第8計算期間	(2018年 4月 2日)	1, 244	1, 244	1. 1652	1. 1657
第9計算期間	(2019年 4月 1日)	863	863	1. 1833	1. 1838
第10計算期間	(2020年 3月31日)	450	451	1. 1809	1. 1814
第11計算期間	(2021年 3月31日)	915	915	1. 1706	1. 1711
第12計算期間	(2022年 3月31日)	1, 976	1, 977	1. 1545	1. 1550
第13計算期間	(2023年 3月31日)	1, 899	1, 900	1. 1330	1. 1335
第14計算期間	(2024年 4月 1日)	1, 958	1, 958	1. 1050	1. 1055
	2023年 9月末日	2, 066	—	1. 1037	—
	10月末日	1, 992	—	1. 0860	—
	11月末日	1, 997	—	1. 1088	—
	12月末日	1, 976	—	1. 1133	—
	2024年 1月末日	1, 869	—	1. 1051	—
	2月末日	1, 902	—	1. 1085	—
	3月末日	1, 961	—	1. 1072	—
	4月末日	1, 947	—	1. 0939	—
	5月末日	1, 980	—	1. 0764	—
	6月末日	2, 057	—	1. 0793	—
	7月末日	2, 021	—	1. 0781	—
	8月末日	1, 778	—	1. 0907	—
	9月末日	1, 714	—	1. 0935	—

(2) 分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金
第5計算期間	2014年 4月 1日～2015年 3月31日	0. 0005円
第6計算期間	2015年 4月 1日～2016年 3月31日	0. 0005円
第7計算期間	2016年 4月 1日～2017年 3月31日	0. 0005円
第8計算期間	2017年 4月 1日～2018年 4月 2日	0. 0005円
第9計算期間	2018年 4月 3日～2019年 4月 1日	0. 0005円
第10計算期間	2019年 4月 2日～2020年 3月31日	0. 0005円
第11計算期間	2020年 4月 1日～2021年 3月31日	0. 0005円
第12計算期間	2021年 4月 1日～2022年 3月31日	0. 0005円
第13計算期間	2022年 4月 1日～2023年 3月31日	0. 0005円
第14計算期間	2023年 4月 1日～2024年 4月 1日	0. 0005円

(3) 収益率の推移

	計算期間	収益率
第5計算期間	2014年 4月 1日～2015年 3月31日	2.8%
第6計算期間	2015年 4月 1日～2016年 3月31日	5.3%
第7計算期間	2016年 4月 1日～2017年 3月31日	△1.3%
第8計算期間	2017年 4月 1日～2018年 4月 2日	0.8%
第9計算期間	2018年 4月 3日～2019年 4月 1日	1.6%
第10計算期間	2019年 4月 2日～2020年 3月31日	△0.2%
第11計算期間	2020年 4月 1日～2021年 3月31日	△0.8%
第12計算期間	2021年 4月 1日～2022年 3月31日	△1.3%
第13計算期間	2022年 4月 1日～2023年 3月31日	△1.8%
第14計算期間	2023年 4月 1日～2024年 4月 1日	△2.4%

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配前の額。以下「前期末基準価額」といいます）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

[参考情報：国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンドの投資状況・投資資産]

1. 投資状況（2024年9月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	937,042,739,800	82.74
地方債証券	日本	61,089,924,156	5.39
特殊債券	日本	75,213,813,436	6.64
社債券	日本	55,777,888,600	4.92
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3,378,543,107	0.29
合計（純資産総額）		1,132,502,909,099	100.00

2. 投資資産（2024年9月30日現在）

a. 投資有価証券の主要銘柄

(1) 主要投資銘柄（上位30銘柄）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付（10年）第370回	25,500,000,000	97.69	24,911,770,000	98.28	25,062,165,000	0.5	2033/3/20	2.21
2	日本	国債証券	国庫債券 利付（2年）第455回	18,000,000,000	99.76	17,957,920,000	99.69	17,944,380,000	0.005	2025/12/1	1.58
3	日本	国債証券	国庫債券 利付（10年）第371回	18,000,000,000	97.08	17,474,895,000	97.17	17,491,500,000	0.4	2033/6/20	1.54
4	日本	国債証券	国庫債券 利付（5年）第163回	17,000,000,000	100.25	17,043,680,000	99.86	16,976,710,000	0.4	2028/9/20	1.49
5	日本	国債証券	国庫債券 利付（5年）第157回	16,000,000,000	99.49	15,918,870,000	99.29	15,887,840,000	0.2	2028/3/20	1.40
6	日本	国債証券	国庫債券 利付（5年）第162回	14,500,000,000	99.78	14,468,640,000	99.47	14,423,585,000	0.3	2028/9/20	1.27
7	日本	国債証券	国庫債券 利付（10年）第360回	14,000,000,000	97.77	13,688,580,000	97.56	13,659,520,000	0.1	2030/9/20	1.20
8	日本	国債証券	国庫債券 利付（2年）第456回	13,000,000,000	99.89	12,986,620,000	99.76	12,969,060,000	0.1	2026/1/1	1.14
9	日本	国債証券	国庫債券 利付（5年）第168回	12,500,000,000	99.92	12,491,045,000	100.56	12,571,000,000	0.6	2029/3/20	1.11
10	日本	国債証券	国庫債券 利付（10年）第372回	12,500,000,000	100.85	12,606,520,000	100.33	12,541,875,000	0.8	2033/9/20	1.10
11	日本	国債証券	国庫債券 利付（10年）第350回	11,650,000,000	99.27	11,565,421,000	98.95	11,528,490,500	0.1	2028/3/20	1.01
12	日本	国債証券	国庫債券 利付（20年）第153回	10,000,000,000	103.35	10,335,755,000	103.35	10,335,400,000	1.3	2035/6/20	0.91
13	日本	国債証券	国庫債券 利付（10年）第374回	10,000,000,000	99.18	9,918,560,000	99.78	9,978,000,000	0.8	2034/3/20	0.88
14	日本	国債証券	国庫債券 利付（5年）第165回	10,000,000,000	99.69	9,969,800,000	99.37	9,937,800,000	0.3	2028/12/20	0.87
15	日本	国債証券	国庫債券 利付（5年）第154回	10,000,000,000	99.51	9,951,800,000	99.16	9,916,300,000	0.1	2027/9/20	0.87
16	日本	国債証券	国庫債券 利付（10年）第348回	10,000,000,000	99.51	9,951,800,000	99.16	9,916,300,000	0.1	2027/9/20	0.87

主な投資対象とする投資信託の運用内容等【ノムラ日本債券インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）】

17	日本	国債証券	国庫債券 利付（10年）第369回	10,000,000,000	98.65	9,865,880,000	98.56	9,856,000,000	0.5	2032/12/20	0.87
18	日本	国債証券	国庫債券 利付（20年）第167回	11,000,000,000	90.19	9,921,620,000	89.59	9,855,120,000	0.5	2038/12/20	0.87
19	日本	国債証券	国庫債券 利付（10年）第373回	10,000,000,000	98.73	9,873,090,000	98.28	9,828,200,000	0.6	2033/12/20	0.86
20	日本	国債証券	国庫債券 利付（10年）第365回	9,500,000,000	96.56	9,173,295,000	96.50	9,168,070,000	0.1	2031/12/20	0.80
21	日本	国債証券	国庫債券 利付（5年）第167回	9,000,000,000	99.53	8,957,715,000	99.69	8,972,370,000	0.4	2029/3/20	0.79
22	日本	国債証券	国庫債券 利付（10年）第347回	9,000,000,000	99.61	8,964,900,000	99.24	8,932,140,000	0.1	2027/6/20	0.78
23	日本	国債証券	国庫債券 利付（5年）第153回	9,000,000,000	99.31	8,938,170,000	98.99	8,909,190,000	0.005	2027/6/20	0.78
24	日本	国債証券	国庫債券 利付（10年）第356回	9,000,000,000	98.06	8,825,520,000	98.06	8,825,400,000	0.1	2029/9/20	0.77
25	日本	国債証券	国庫債券 利付（10年）第366回	9,000,000,000	97.10	8,739,630,000	97.00	8,730,270,000	0.2	2032/3/20	0.77
26	日本	国債証券	国庫債券 利付（10年）第367回	8,500,000,000	96.80	8,228,000,000	96.72	8,221,880,000	0.2	2032/6/20	0.72
27	日本	国債証券	国庫債券 利付（20年）第186回	8,000,000,000	100.30	8,024,160,000	97.69	7,815,280,000	1.5	2043/9/20	0.69
28	日本	国債証券	国庫債券 利付（10年）第368回	8,000,000,000	96.62	7,729,600,000	96.44	7,715,520,000	0.2	2032/9/20	0.68
29	日本	国債証券	国庫債券 利付（20年）第179回	9,000,000,000	86.06	7,746,025,000	84.29	7,586,640,000	0.5	2041/12/20	0.66
30	日本	国債証券	国庫債券 利付（10年）第353回	7,000,000,000	98.78	6,915,030,000	98.55	6,898,500,000	0.1	2028/12/20	0.60

(2) 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	82.74
地方債証券	5.39
特殊債券	6.64
社債券	4.92
合 計	99.70

b. 投資不動産物件

該当事項はありません。

c. その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

II 財務ハイライト情報

以下の情報は、当ファンドの第14期の財務諸表から抜粋して記載したものです。

当該財務諸表については、EY 新日本有限責任監査法人により監査証明を受けており、監査報告書は「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」の財務諸表に添付しております。

1. 貸借対照表

(単位：円)

	第13期 (2023年3月31日現在)	第14期 (2024年4月1日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,537,386	1,576,922
親投資信託受益証券	1,899,527,377	1,957,909,063
未収入金	854,236	14,483,687
未収利息	-	3
流動資産合計	1,901,918,999	1,973,969,675
資産合計	1,901,918,999	1,973,969,675
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	838,340	885,991
未払解約金	-	13,560,000
未払受託者報酬	206,526	214,971
未払委託者報酬	1,135,863	1,182,293
未払利息	1	-
その他未払費用	20,594	21,441

主な投資対象とする投資信託の運用内容等【ノムラ日本債券インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）】

流動負債合計	2,201,324	15,864,696
負債合計	2,201,324	15,864,696
純資産の部		
元本等		
元本	1,676,680,701	1,771,983,869
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	223,036,974	186,121,110
（分配準備積立金）	21,484,064	29,793,389
元本等合計	1,899,717,675	1,958,104,979
純資産合計	1,899,717,675	1,958,104,979
負債純資産合計	1,901,918,999	1,973,969,675

2. 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第13期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	第14期 自 2023年4月1日 至 2024年4月1日
営業収益		
受取利息	-	32
有価証券売買等損益	△35,740,829	△48,945,039
営業収益合計	△35,740,829	△48,945,007
営業費用		
支払利息	129	193
受託者報酬	425,452	437,605
委託者報酬	2,339,898	2,406,720
その他費用	42,425	43,646
営業費用合計	2,807,904	2,888,164
営業利益又は営業損失（△）	△38,548,733	△51,833,171
経常利益又は経常損失（△）	△38,548,733	△51,833,171
当期純利益又は当期純損失（△）	△38,548,733	△51,833,171
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△9,242,334	△6,673,073
期首剰余金又は期首欠損金（△）	264,526,588	223,036,974
剰余金増加額又は欠損金減少額	52,786,349	53,927,544
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	52,786,349	53,927,544
剰余金減少額又は欠損金増加額	64,131,224	44,797,319
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	64,131,224	44,797,319
分配金	838,340	885,991
期末剰余金又は期末欠損金（△）	223,036,974	186,121,110

3. 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年4月1日から2024年4月1日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

資産の運用に関する重要な事項

I 投資信託(ファンド)の沿革

当ファンドの信託設定日は2002年7月25日であり、同日より運用を開始しました。

II 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 財務諸表

- 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 当ファンドは、第14期計算期間(2023年4月1日から2024年4月1日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月28日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、ノムラ日本債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)の2023年4月1日から2024年4月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ日本債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)の2024年4月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

主な投資対象とする投資信託の運用内容等【ノムラ日本債券インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）】

a. 貸借対照表

(単位：円)

	第 13 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 14 期 (2024 年 4 月 1 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,537,386	1,576,922
親投資信託受益証券	1,899,527,377	1,957,909,063
未収入金	854,236	14,483,687
未収利息	-	3
流動資産合計	1,901,918,999	1,973,969,675
資産合計	1,901,918,999	1,973,969,675
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	838,340	885,991
未払解約金	-	13,560,000
未払受託者報酬	206,526	214,971
未払委託者報酬	1,135,863	1,182,293
未払利息	1	-
その他未払費用	20,594	21,441
流動負債合計	2,201,324	15,864,696
負債合計	2,201,324	15,864,696
純資産の部		
元本等		
元本	1,676,680,701	1,771,983,869
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	223,036,974	186,121,110
（分配準備積立金）	21,484,064	29,793,389
元本等合計	1,899,717,675	1,958,104,979
純資産合計	1,899,717,675	1,958,104,979
負債純資産合計	1,901,918,999	1,973,969,675

b. 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第 13 期 自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日	第 14 期 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 4 月 1 日
営業収益		
受取利息	-	32
有価証券売買等損益	△35,740,829	△48,945,039
営業収益合計	△35,740,829	△48,945,007
営業費用		
支払利息	129	193
受託者報酬	425,452	437,605
委託者報酬	2,339,898	2,406,720
その他費用	42,425	43,646
営業費用合計	2,807,904	2,888,164
営業利益又は営業損失（△）	△38,548,733	△51,833,171
経常利益又は経常損失（△）	△38,548,733	△51,833,171
当期純利益又は当期純損失（△）	△38,548,733	△51,833,171
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△9,242,334	△6,673,073
期首剰余金又は期首欠損金（△）	264,526,588	223,036,974
剰余金増加額又は欠損金減少額	52,786,349	53,927,544
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	52,786,349	53,927,544
剰余金減少額又は欠損金増加額	64,131,224	44,797,319
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	64,131,224	44,797,319
分配金	838,340	885,991
期末剰余金又は期末欠損金（△）	223,036,974	186,121,110

c. 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益

主な投資対象とする投資信託の運用内容等【ノムラ日本債券インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）】

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	約定日基準で計上しております。
4. その他	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年4月1日から2024年4月1日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第 13 期 2023 年 3 月 31 日現在	第 14 期 2024 年 4 月 1 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,676,680,701 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,771,983,869 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.1330 円 (10,000 口当たり純資産額) (11,330 円)	2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.1050 円 (10,000 口当たり純資産額) (11,050 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 13 期 自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日	第 14 期 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 4 月 1 日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>10,486,660 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>307,053,435 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>11,835,744 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>329,375,839 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,676,680,701 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>1,964 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>838,340 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	10,486,660 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	307,053,435 円	分配準備積立金額	D	11,835,744 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	329,375,839 円	当ファンドの期末残存口数	F	1,676,680,701 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,964 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	838,340 円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>12,923,461 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>329,787,466 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>17,755,919 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>360,466,846 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,771,983,869 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>2,034 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>885,991 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	12,923,461 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	329,787,466 円	分配準備積立金額	D	17,755,919 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	360,466,846 円	当ファンドの期末残存口数	F	1,771,983,869 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,034 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	885,991 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	10,486,660 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																											
収益調整金額	C	307,053,435 円																																																											
分配準備積立金額	D	11,835,744 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	329,375,839 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,676,680,701 口																																																											
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,964 円																																																											
10,000 口当たり分配金額	H	5 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	838,340 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	12,923,461 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																											
収益調整金額	C	329,787,466 円																																																											
分配準備積立金額	D	17,755,919 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	360,466,846 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,771,983,869 口																																																											
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,034 円																																																											
10,000 口当たり分配金額	H	5 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	885,991 円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 13 期 自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日	第 14 期 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 4 月 1 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 13 期 2023 年 3 月 31 日現在	第 14 期 2024 年 4 月 1 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 13 期 自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日	第 14 期 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 4 月 1 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 13 期 自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日	第 14 期 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 4 月 1 日
期首元本額 1,712,350,787 円	期首元本額 1,676,680,701 円
期中追加設定元本額 383,176,103 円	期中追加設定元本額 433,029,251 円
期中一部解約元本額 418,846,189 円	期中一部解約元本額 337,726,083 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 13 期 自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日	第 14 期 自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 4 月 1 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△25,679,262	△41,564,898
合計	△25,679,262	△41,564,898

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

d. 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 4 月 1 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 4 月 1 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	1,556,737,746	1,957,909,063	
	小計	銘柄数:1 組入時価比率:100.0%	1,556,737,746	1,957,909,063	
	合計			1,957,909,063	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

2. 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書 (2024 年 9 月 30 日現在)

I 資産総額	1,715,754,072円
II 負債総額	1,405,892円
III 純資産総額 (I - II)	1,714,348,180円
IV 発行済口数	1,567,724,580口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.0935円

【参考情報】マザーファンドの純資産額計算書 (2024 年 9 月 30 日現在)

国内債券NOMURA-BPI 総合 マザーファンド

I 資産総額	1,150,682,000,648円
II 負債総額	18,179,091,549円
III 純資産総額 (I - II)	1,132,502,909,099円
IV 発行済口数	909,265,072,185口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.2455円

III 設定および解約の実績

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第 5 計算期間	2014年 4月 1日～2015年 3月31日	651,670,000	984,640,000	1,116,470,000
第 6 計算期間	2015年 4月 1日～2016年 3月31日	616,200,000	943,380,000	789,290,000
第 7 計算期間	2016年 4月 1日～2017年 3月31日	635,810,000	222,700,000	1,202,400,000
第 8 計算期間	2017年 4月 1日～2018年 4月 2日	632,740,000	767,500,000	1,067,640,000
第 9 計算期間	2018年 4月 3日～2019年 4月 1日	372,230,000	710,460,000	729,410,000
第 10 計算期間	2019年 4月 2日～2020年 3月31日	647,590,000	995,240,000	381,760,000
第 11 計算期間	2020年 4月 1日～2021年 3月31日	512,620,000	112,420,000	781,960,000
第 12 計算期間	2021年 4月 1日～2022年 3月31日	1,599,718,758	669,327,971	1,712,350,787
第 13 計算期間	2022年 4月 1日～2023年 3月31日	383,176,103	418,846,189	1,676,680,701
第 14 計算期間	2023年 4月 1日～2024年 4月 1日	433,029,251	337,726,083	1,771,983,869

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

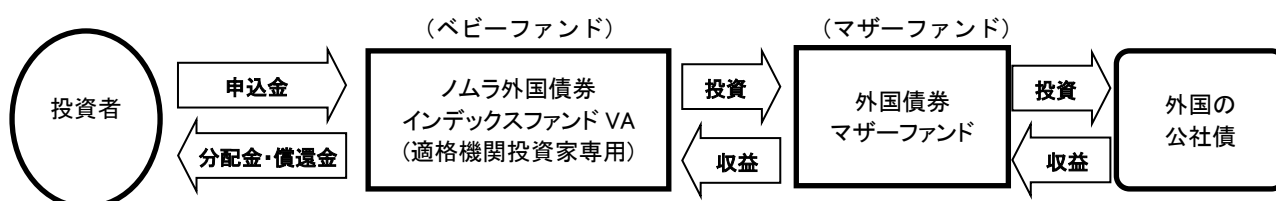
主な投資対象とする投資信託の運用内容等	
外国公社債	ノムラ外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）

資産の運用に関する極めて重要な事項

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

- a. 名称
ノムラ外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）
（以下「当ファンド」といいます。）
- b. 目的および基本的性格
FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。
また、当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める公募の投資信託の分類方法に準じた場合、追加型/海外/債券/インデックス型に分類されます。
- c. ファンドの特色
- 外国の公社債を実質的な主要投資対象※とし、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。
※「実質的な主要投資対象」とは、「外国債券マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
 - マザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用を行います。
※「外国債券マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



- d. ファンドの仕組み
当ファンドの関係法人とその役割は「主な投資対象とする投資信託に共通する事項」の2に記載のとおりです。
- ・委託会社 「野村アセットマネジメント株式会社」（以下、「委託会社」または「委託者」といいます。）
 - ・受託会社 「野村信託銀行株式会社」
 - ・販売会社 「住友生命保険相互会社」

2. 投資方針

- a. 投資方針
- 基本方針
当ファンドは、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。
 - 投資態度
 - 外国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。
 - 外国債券マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を基本とします。
 - 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
 - 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）■

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックス（為替ヘッジを行なわない円ベースの指数）です。

■ 指数の著作権等について ■

FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

b. 投資対象

当ファンドの投資信託約款（以下「信託約款」といいます）に定める投資対象は以下のとおりです。

(1) 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

ア. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

① 有価証券

② デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記2-d-(1)-オおよびカに定めるものに限り、）に係る権利

③ 約束手形（上記①に掲げるものに該当するものを除きます。）

④ 金銭債権（上記①および③に掲げるものに該当するものを除きます。）

イ. 次に掲げる特定資産以外の資産

① 為替手形

(2) 投資対象とする有価証券

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資することを指図します。

ア. 国債証券

イ. 地方債証券

ウ. 特別の法律により法人の発行する債券

エ. 社債券および社債券と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。

オ. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得した株券

カ. コマーシャル・ペーパー

キ. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

ク. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

ケ. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

コ. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

サ. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

シ. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）

ス. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記オの証券または証書および上記キの証券または証書のうち上記オの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記アからエまでの証券および上記キの証券のうち上記アからエまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(3) 投資対象とする金融商品

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます）により運用することを指図することができます。

ア. 預金

イ. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

ウ. コール・ローン

エ. 手形割引市場において売買される手形

オ. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

カ. 外国の者に対する権利で上記オの権利の性質を有するもの

c. 運用体制

当ファンドの運用体制は「主な投資対象とする投資信託に共通する事項」の3に記載のとおりです。

d. 投資制限

(1) 当ファンドの信託約款等に定める主な投資制限

- ア. 株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- イ. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ウ. 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- エ. 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

オ. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- ①委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記 2－b－(3)－アからエまでに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ②委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます）との合計額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- ③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記 2－b－(3)－アからエまでに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記 2－b－(3)－アからエまでに掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額をいいます。以下同じ）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

カ. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- ①委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことの指図をすることができます。
- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託

財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

キ．有価証券の貸付の指図および範囲

- ①委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - (a)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 - (b)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ②前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ク．公社債の借入れ

- ①委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④上記①の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

ケ．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

コ．外国為替予約の指図

- ①委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ②委託者は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

サ．資金の借入れ

- ①委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【参考情報：マザーファンドの投資方針等】

外国債券マザーファンド

《投資方針等》

○基本方針

・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

○投資態度

- ・主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

《投資対象》

○投資対象とする資産の種類

- ・上記 2－b－(1)に記載の資産の種類に同じです。

○投資対象とする有価証券

主な投資対象とする投資信託の運用内容等【ノムラ外国債券インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）】

・上記 2－b－(2)－アからエまで、ならびにカからシまでに記載の有価証券に同じです。

○投資対象とする金融商品

・上記 2－b－(3)に記載の金融商品に同じです。

○主な投資制限

- ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ・有価証券先物取引等は上記 2－d－(1)－オに記載（ただし、マザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額に関する部分は除く）の範囲で行います。
- ・スワップ取引は上記 2－d－(1)－カに記載（ただし、マザーファンドにかかるスワップ取引の想定元本の総額に関する部分は除く）の範囲で行います。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます）の利用は行いません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 投資リスク

当ファンドの投資リスク等は「主な投資対象とする投資信託に共通する事項」の 4 に記載のとおりです。

4. 運用状況

a. 投資状況（2024 年 9 月 30 日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2, 204, 480, 067	99. 98
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	224, 036	0. 01
合計（純資産総額）		2, 204, 704, 103	100. 00

b. 投資資産（2024 年 9 月 30 日現在）

(1) 投資有価証券の主要銘柄

ア. 主要投資銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国債券マザーフ ァンド	752, 407, 955	2. 9444	2, 215, 389, 983	2. 9299	2, 204, 480, 067	99. 98

イ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99. 98
合計	99. 98

(2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

c. 運用実績

(1) 純資産の推移

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間	(2015年 4月 9日)	3, 553	3, 554	1. 4762	1. 4767
第6計算期間	(2016年 4月 11日)	2, 701	2, 702	1. 3693	1. 3698
第7計算期間	(2017年 4月 10日)	4, 185	4, 187	1. 3402	1. 3407
第8計算期間	(2018年 4月 9日)	3, 912	3, 913	1. 4007	1. 4012
第9計算期間	(2019年 4月 9日)	2, 960	2, 961	1. 4343	1. 4348
第10計算期間	(2020年 4月 9日)	1, 753	1, 753	1. 4949	1. 4954
第11計算期間	(2021年 4月 9日)	3, 138	3, 139	1. 5658	1. 5663
第12計算期間	(2022年 4月 11日)	2, 563	2, 564	1. 5914	1. 5919
第13計算期間	(2023年 4月 10日)	2, 102	2, 102	1. 5896	1. 5901
第14計算期間	(2024年 4月 9日)	2, 649	2, 650	1. 8174	1. 8179
	2023年 9月 末日	2, 720	—	1. 6853	—
	10月 末日	2, 564	—	1. 6834	—

主な投資対象とする投資信託の運用内容等【ノムラ外国債券インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）】

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
11月末日	2,435	—	1.7421	—
12月末日	2,399	—	1.7443	—
2024年 1月末日	2,485	—	1.7760	—
2月末日	2,568	—	1.7988	—
3月末日	2,633	—	1.8218	—
4月末日	2,775	—	1.8551	—
5月末日	2,912	—	1.8654	—
6月末日	3,121	—	1.9297	—
7月末日	2,930	—	1.8585	—
8月末日	2,278	—	1.8109	—
9月末日	2,204	—	1.8139	—

(2) 分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金
第5計算期間	2014年 4月10日～2015年 4月 9日	0.0005円
第6計算期間	2015年 4月10日～2016年 4月11日	0.0005円
第7計算期間	2016年 4月12日～2017年 4月10日	0.0005円
第8計算期間	2017年 4月11日～2018年 4月 9日	0.0005円
第9計算期間	2018年 4月10日～2019年 4月 9日	0.0005円
第10計算期間	2019年 4月10日～2020年 4月 9日	0.0005円
第11計算期間	2020年 4月10日～2021年 4月 9日	0.0005円
第12計算期間	2021年 4月10日～2022年 4月11日	0.0005円
第13計算期間	2022年 4月12日～2023年 4月10日	0.0005円
第14計算期間	2023年 4月11日～2024年 4月 9日	0.0005円

(3) 収益率の推移

	計算期間	収益率
第5計算期間	2014年 4月10日～2015年 4月 9日	13.6%
第6計算期間	2015年 4月10日～2016年 4月11日	△7.2%
第7計算期間	2016年 4月12日～2017年 4月10日	△2.1%
第8計算期間	2017年 4月11日～2018年 4月 9日	4.6%
第9計算期間	2018年 4月10日～2019年 4月 9日	2.4%
第10計算期間	2019年 4月10日～2020年 4月 9日	4.3%
第11計算期間	2020年 4月10日～2021年 4月 9日	4.8%
第12計算期間	2021年 4月10日～2022年 4月11日	1.7%
第13計算期間	2022年 4月12日～2023年 4月10日	△0.1%
第14計算期間	2023年 4月11日～2024年 4月 9日	14.4%

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

[参考情報：外国債券マザーファンドの投資状況・投資資産]

1. 投資状況（2024年9月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	432,596,808,117	45.92
	カナダ	17,983,133,962	1.90
	メキシコ	6,950,126,069	0.73
	ドイツ	49,460,544,356	5.25
	イタリア	72,922,535,873	7.74
	フランス	60,026,537,222	6.37
	オランダ	11,117,019,283	1.18
	スペイン	47,001,648,836	4.98
	ベルギー	14,868,073,156	1.57
	オーストリア	11,138,802,733	1.18

主な投資対象とする投資信託の運用内容等【ノムラ外国債券インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）】

	フィンランド	4, 210, 069, 849	0. 44
	アイルランド	3, 664, 377, 531	0. 38
	イギリス	50, 622, 611, 989	5. 37
	スウェーデン	1, 498, 218, 440	0. 15
	ノルウェー	1, 455, 516, 491	0. 15
	デンマーク	2, 458, 497, 126	0. 26
	ポーランド	4, 939, 789, 081	0. 52
	オーストラリア	12, 488, 223, 042	1. 32
	ニュージーランド	2, 552, 666, 720	0. 27
	シンガポール	3, 894, 305, 575	0. 41
	マレーシア	5, 061, 394, 197	0. 53
	中国	104, 206, 156, 496	11. 06
	イスラエル	2, 865, 240, 206	0. 30
小計		923, 982, 296, 350	98. 08
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	18, 012, 147, 486	1. 91
合計（純資産総額）		941, 994, 443, 836	100. 00

2. 投資資産（2024年9月30日現在）

a. 投資有価証券の主要銘柄

(1) 主要投資銘柄（上位30銘柄）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	73,800,000	13,322.41	9,831,944,632	13,732.74	10,134,765,156	0.25	2025/10/31	1.07
2	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	488,800,000	2,042.04	9,981,514,477	2,048.59	10,013,540,752	1.85	2027/5/15	1.06
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	74,500,000	12,593.06	9,381,835,585	13,382.88	9,970,252,021	2.75	2032/8/15	1.05
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,200,000	13,302.88	8,939,536,246	13,721.03	9,220,536,173	0.375	2025/11/30	0.97
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	65,000,000	13,368.67	8,689,636,334	13,823.62	8,985,355,053	2	2026/11/15	0.95
6	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	49,000,000	17,953.41	8,797,172,027	17,950.22	8,795,609,613	5.5	2029/4/25	0.93
7	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	45,000,000	19,263.07	8,668,382,275	19,376.99	8,719,647,597	5.75	2032/10/25	0.92
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,230,000	12,755.65	8,192,958,717	13,537.60	8,695,203,745	2.875	2032/5/15	0.92
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	66,900,000	12,717.96	8,508,315,330	12,996.51	8,694,668,018	1	2028/7/31	0.92
10	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	50,600,000	16,330.03	8,262,996,328	16,688.21	8,444,237,133	3.5	2029/5/31	0.89
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	60,700,000	13,426.80	8,150,073,040	13,799.32	8,376,191,888	0.25	2025/8/31	0.88
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	63,100,000	12,579.75	7,937,823,903	13,189.42	8,322,525,526	1.125	2028/2/29	0.88
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	59,300,000	13,713.78	8,132,276,368	14,030.19	8,319,903,013	2.25	2025/11/15	0.88
14	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	41,600,000	18,438.07	7,670,241,072	18,552.07	7,717,661,931	4.75	2035/4/25	0.81
15	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	45,500,000	16,306.50	7,419,457,682	16,770.44	7,630,550,974	3.85	2029/12/15	0.81
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	59,300,000	12,090.27	7,169,531,311	12,647.77	7,500,129,659	1.875	2032/2/15	0.79
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	45,900,000	15,594.67	7,157,958,028	16,234.42	7,451,599,400	6.25	2030/5/15	0.79
18	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	38,400,000	18,962.60	7,281,640,013	19,372.33	7,438,978,291	5.75	2032/7/30	0.78
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,000,000	13,928.16	6,964,080,732	14,590.23	7,295,119,417	4	2030/2/28	0.77
20	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	38,000,000	18,812.75	7,148,846,859	19,186.60	7,290,909,273	5.5	2031/1/4	0.77
21	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	40,700,000	16,871.66	6,866,766,468	16,950.62	6,898,904,254	5.9	2026/7/30	0.73
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47,400,000	13,651.34	6,470,736,945	14,327.63	6,791,300,635	3.625	2030/3/31	0.72
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,100,000	13,311.44	6,402,804,235	14,072.00	6,768,634,976	3.5	2033/2/15	0.71
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	46,900,000	13,894.43	6,516,487,709	14,145.25	6,634,122,691	3	2025/9/30	0.70
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,400,000	13,233.74	6,405,133,639	13,697.61	6,629,647,929	1.375	2026/8/31	0.70
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,200,000	12,613.76	6,332,109,403	13,191.93	6,622,349,653	0.5	2027/5/31	0.70
27	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	34,850,000	18,395.03	6,410,669,140	18,902.02	6,587,354,249	5.75	2033/2/1	0.69
28	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	33,950,000	17,573.96	5,966,362,442	18,186.18	6,174,208,144	5	2034/8/1	0.65
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	46,850,000	12,553.82	5,881,468,015	13,170.74	6,170,493,910	1.25	2028/5/31	0.65
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	44,830,000	13,286.15	5,956,183,191	13,738.87	6,159,138,658	1.5	2026/8/15	0.65

(2) 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.08
合 計	98.08

- b. 投資不動産物件
該当事項はありません。
- c. その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

II 財務ハイライト情報

以下の情報は、当ファンドの第 14 期の財務諸表から抜粋して記載したものです。

当該財務諸表については、EY 新日本有限責任監査法人により監査証明を受けており、監査報告書は「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」の財務諸表に添付しております。

1. 貸借対照表

(単位：円)

	第 13 期 (2023 年 4 月 10 日現在)	第 14 期 (2024 年 4 月 9 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,000,896	2,620,289
親投資信託受益証券	2,102,053,845	2,649,310,850
未収入金	705,110	743,174
未収利息	－	5
流動資産合計	2,104,759,851	2,652,674,318
資産合計	2,104,759,851	2,652,674,318
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	661,248	728,961
未払受託者報酬	213,454	275,587
未払委託者報酬	1,600,808	2,066,870
その他未払費用	21,279	27,497
流動負債合計	2,496,789	3,098,915
負債合計	2,496,789	3,098,915
純資産の部		
元本等		
元本	1,322,496,588	1,457,922,967
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	779,766,474	1,191,652,436
（分配準備積立金）	168,630,280	351,107,403
元本等合計	2,102,263,062	2,649,575,403
純資産合計	2,102,263,062	2,649,575,403
負債純資産合計	2,104,759,851	2,652,674,318

2. 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第 13 期 自 2022 年 4 月 12 日 至 2023 年 4 月 10 日	第 14 期 自 2023 年 4 月 11 日 至 2024 年 4 月 9 日
営業収益		
受取利息	－	91
有価証券売買等損益	485,815	334,979,279
営業収益合計	485,815	334,979,370
営業費用		
支払利息	170	320
受託者報酬	458,432	555,576
委託者報酬	3,438,059	4,166,745
その他費用	45,716	55,432
営業費用合計	3,942,377	4,778,073
営業利益又は営業損失（△）	△3,456,562	330,201,297
経常利益又は経常損失（△）	△3,456,562	330,201,297

主な投資対象とする投資信託の運用内容等【ノムラ外国債券インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）】

当期純利益又は当期純損失（△）	△3,456,562	330,201,297
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4,588,298	37,670,362
期首剰余金又は期首欠損金（△）	952,699,658	779,766,474
剰余金増加額又は欠損金減少額	198,699,501	353,870,994
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	198,699,501	353,870,994
剰余金減少額又は欠損金増加額	362,926,577	233,787,006
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	362,926,577	233,787,006
分配金	661,248	728,961
期末剰余金又は期末欠損金（△）	779,766,474	1,191,652,436

3. 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年4月11日から2024年4月9日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

資産の運用に関する重要な事項

I 投資信託(ファンド)の沿革

当ファンドの信託設定日は2001年5月11日であり、同日より運用を開始しました。

II 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 財務諸表

- 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 当ファンドは、第 14 期計算期間（2023 年 4 月 11 日から 2024 年 4 月 9 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書 2024年7月5日 野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御 中 EY新日本有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真 太郎 業務執行社員 監査意見 当監査法人は、ノムラ外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）の2023年4月11日から2024年4月9日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。 当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ外国債券インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）の2024年4月9日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。 監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 その他の記載内容 その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。 当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。 財務諸表に対する経営者の責任 経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。	財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 財務諸表監査における監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。 - 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 - さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 - 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 - 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。 - 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 利害関係 野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上
---	---

主な投資対象とする投資信託の運用内容等【ノムラ外国債券インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）】

a. 貸借対照表

(単位：円)

	第 13 期 (2023 年 4 月 10 日現在)	第 14 期 (2024 年 4 月 9 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,000,896	2,620,289
親投資信託受益証券	2,102,053,845	2,649,310,850
未収入金	705,110	743,174
未収利息	-	5
流動資産合計	2,104,759,851	2,652,674,318
資産合計	2,104,759,851	2,652,674,318
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	661,248	728,961
未払受託者報酬	213,454	275,587
未払委託者報酬	1,600,808	2,066,870
その他未払費用	21,279	27,497
流動負債合計	2,496,789	3,098,915
負債合計	2,496,789	3,098,915
純資産の部		
元本等		
元本	1,322,496,588	1,457,922,967
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	779,766,474	1,191,652,436
（分配準備積立金）	168,630,280	351,107,403
元本等合計	2,102,263,062	2,649,575,403
純資産合計	2,102,263,062	2,649,575,403
負債純資産合計	2,104,759,851	2,652,674,318

b. 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第 13 期 自 2022 年 4 月 12 日 至 2023 年 4 月 10 日	第 14 期 自 2023 年 4 月 11 日 至 2024 年 4 月 9 日
営業収益		
受取利息	-	91
有価証券売買等損益	485,815	334,979,279
営業収益合計	485,815	334,979,370
営業費用		
支払利息	170	320
受託者報酬	458,432	555,576
委託者報酬	3,438,059	4,166,745
その他費用	45,716	55,432
営業費用合計	3,942,377	4,778,073
営業利益又は営業損失（△）	△3,456,562	330,201,297
経常利益又は経常損失（△）	△3,456,562	330,201,297
当期純利益又は当期純損失（△）	△3,456,562	330,201,297
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4,588,298	37,670,362
期首剰余金又は期首欠損金（△）	952,699,658	779,766,474
剰余金増加額又は欠損金減少額	198,699,501	353,870,994
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	198,699,501	353,870,994
剰余金減少額又は欠損金増加額	362,926,577	233,787,006
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	362,926,577	233,787,006
分配金	661,248	728,961
期末剰余金又は期末欠損金（△）	779,766,474	1,191,652,436

c. 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

主な投資対象とする投資信託の運用内容等【ノムラ外国債券インデックスファンド VA（適格機関投資家専用）】

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年4月11日から2024年4月9日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第 13 期 2023 年 4 月 10 日現在	第 14 期 2024 年 4 月 9 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,322,496,588 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,457,922,967 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.5896 円 (10,000 口当たり純資産額) (15,896 円)	2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.8174 円 (10,000 口当たり純資産額) (18,174 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 13 期 自 2022 年 4 月 12 日 至 2023 年 4 月 10 日	第 14 期 自 2023 年 4 月 11 日 至 2024 年 4 月 9 日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>62,991,512 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>1,005,912,684 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>106,300,016 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>1,175,204,212 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,322,496,588 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>8,886 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>661,248 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	62,991,512 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	1,005,912,684 円	分配準備積立金額	D	106,300,016 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,175,204,212 円	当ファンドの期末残存口数	F	1,322,496,588 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,886 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	661,248 円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>79,149,005 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>142,068,126 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>1,166,878,887 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>130,619,233 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>1,518,715,251 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,457,922,967 口</td></tr><tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>10,416 円</td></tr><tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>728,961 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	79,149,005 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	142,068,126 円	収益調整金額	C	1,166,878,887 円	分配準備積立金額	D	130,619,233 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,518,715,251 円	当ファンドの期末残存口数	F	1,457,922,967 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,416 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	728,961 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	62,991,512 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																											
収益調整金額	C	1,005,912,684 円																																																											
分配準備積立金額	D	106,300,016 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,175,204,212 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,322,496,588 口																																																											
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,886 円																																																											
10,000 口当たり分配金額	H	5 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	661,248 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	79,149,005 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	142,068,126 円																																																											
収益調整金額	C	1,166,878,887 円																																																											
分配準備積立金額	D	130,619,233 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,518,715,251 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,457,922,967 口																																																											
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,416 円																																																											
10,000 口当たり分配金額	H	5 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	728,961 円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 13 期 自 2022 年 4 月 12 日 至 2023 年 4 月 10 日	第 14 期 自 2023 年 4 月 11 日 至 2024 年 4 月 9 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 13 期 2023 年 4 月 10 日現在	第 14 期 2024 年 4 月 9 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 13 期 自 2022 年 4 月 12 日 至 2023 年 4 月 10 日	第 14 期 自 2023 年 4 月 11 日 至 2024 年 4 月 9 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 13 期 自 2022 年 4 月 12 日 至 2023 年 4 月 10 日	第 14 期 自 2023 年 4 月 11 日 至 2024 年 4 月 9 日
期首元本額 1,610,985,173 円	期首元本額 1,322,496,588 円
期中追加設定元本額 323,653,594 円	期中追加設定元本額 522,861,602 円
期中一部解約元本額 612,142,179 円	期中一部解約元本額 387,435,223 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 13 期 自 2022 年 4 月 12 日 至 2023 年 4 月 10 日	第 14 期 自 2023 年 4 月 11 日 至 2024 年 4 月 9 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△3,941,814	297,650,001
合計	△3,941,814	297,650,001

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

d. 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 4 月 9 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 4 月 9 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	外国債券マザーファンド	903,338,397	2,649,310,850	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 100.0%	903,338,397	2,649,310,850	
	合計			2,649,310,850	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書（2024年9月30日現在）

I 資産総額	2,207,169,616円
II 負債総額	2,465,513円
III 純資産総額（I－II）	2,204,704,103円
IV 発行済口数	1,215,432,946口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.8139円

【参考情報】マザーファンドの純資産額計算書（2024年9月30日現在）
外国債券マザーファンド

I 資産総額	946,714,371,807円
II 負債総額	4,719,927,971円
III 純資産総額（I－II）	941,994,443,836円
IV 発行済口数	321,508,306,793口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.9299円

III 設定および解約の実績

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

	計算期間	設定口数 （口）	解約口数 （口）	発行済み口数 （口）
第5計算期間	2014年 4月10日～2015年 4月 9日	1,342,620,000	2,295,700,000	2,407,070,000
第6計算期間	2015年 4月10日～2016年 4月11日	1,487,200,000	1,921,150,000	1,973,120,000
第7計算期間	2016年 4月12日～2017年 4月10日	2,094,400,000	944,050,000	3,123,470,000
第8計算期間	2017年 4月11日～2018年 4月 9日	1,372,990,000	1,703,330,000	2,793,130,000
第9計算期間	2018年 4月10日～2019年 4月 9日	936,520,000	1,665,430,000	2,064,220,000
第10計算期間	2019年 4月10日～2020年 4月 9日	1,451,490,000	2,342,960,000	1,172,750,000
第11計算期間	2020年 4月10日～2021年 4月 9日	1,174,270,000	342,300,000	2,004,720,000
第12計算期間	2021年 4月10日～2022年 4月11日	708,243,460	1,101,978,287	1,610,985,173
第13計算期間	2022年 4月12日～2023年 4月10日	323,653,594	612,142,179	1,322,496,588
第14計算期間	2023年 4月11日～2024年 4月 9日	522,861,602	387,435,223	1,457,922,967

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

[illegible]

[illegible]

